



第2次 行田市環境基本計画

平成26年3月
行田市

はじめに

高度経済成長期以降の我が国における大量生産・大量消費型の経済は、私たちの生活を便利で快適なものにする一方、地球環境への負荷を著しく増やし、自然破壊や地球温暖化など様々な環境問題を引き起こしてきました。さらに、近年では、原子力発電所の事故が大きな転換となったエネルギー問題や突発的に起こる局地的な大雨などの異常気象といった新たな課題も数多く発生し、改めて地球規模の環境の悪化が危惧されているところであります。



行田市においては、平成14年に本市の環境の保全と創造に関する基本理念を定めた「行田市環境基本条例」を制定するとともに、平成16年にその具体的な取組みを示した「行田市環境基本計画」を策定し、本市独自の環境施策を積極的に展開してきました。

このたび新たに策定した「第2次行田市環境基本計画」では、これまでの環境施策をさらに発展させつつ、現在起こっている課題にも対応していくため、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」、「啓発活動」という4分野の基本目標を設定しております。

今後、行田市では、本計画を先人から受け継いだ“ふるさと行田”と水と緑あふれる“地球”を次世代に引き継ぐための最重要計画と位置づけ、大胆かつきめ細やかに各種施策に取り組んでまいります。

計画の推進には、市民、事業者、市がそれぞれの責務を果たしながら、協働して取り組むことが必要となります。これからの私たちの住む地球の未来を一人ひとりが考え、今を生きる私たちが力を尽くして、環境にやさしいまちづくりを進めてまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議をいただきました環境審議会の皆様をはじめ、アンケートや市民意見募集手続において貴重なご意見やご提案をお寄せくださいました多くの市民・市内事業者の皆様から感謝申し上げます。

行田市長 工藤 正司

目次

第1章 計画の基本的事項

I 計画策定の背景	1
II 計画策定の目的	1
III 計画の位置づけ	2
IV 計画の期間	3
V 計画の推進主体及び対象範囲	3

第2章 環境の現状と課題

I 行田市の概況	4
II 生活環境	10
III 自然環境	17
IV 地球環境	19
V 環境配慮活動	22

第3章 計画の方向性

I 望ましい環境像	25
II 基本目標	26

第4章 計画の施策

I 施策の体系	28
II 施策の内容	30

第5章 計画の推進

I 進行管理システム	57
II 推進体制	58

資料編

資料 1 国・埼玉県的环境年表	60
資料 2 主な環境関連法及び条例	65
資料 3 環境基準等	67
資料 4 用語集	70
資料 5 行田市環境基本条例	74
資料 6 行田市環境審議会条例	78
資料 7 行田市環境基本計画推進委員会設置規程	79
資料 8 行田市環境審議会委員名簿	81
資料 9 計画策定の経緯	82
資料 10 諮問・答申	83

第1章 計画の基本的事項

I 計画策定の背景

行田市は、平成14年に『行田市環境基本条例』を制定し、環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにしています。また、平成16年3月に「行田市環境基本計画」を策定し、その後の社会経済環境などの変化を受け、平成21年3月に見直しを行いました。

見直しから5年が経過し、少子化・高齢化、人口減少社会の到来など、本市を取り巻く状況が大きく変化しており、行政に求められる課題も高度化・多様化しています。環境分野においては、ごみなどの家庭に身近な問題から、温暖化などの地球規模の問題まで様々な課題があります。

これらの課題に対応するため、生活・自然・地球環境に対する取組を総合的かつ計画的に推進する「第2次行田市環境基本計画」を策定します。

II 計画策定の目的

行田市環境基本計画は、『行田市環境基本条例』第3条※に定める基本理念に基づき、行田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

※『行田市環境基本条例』第3条

(基本理念)

- 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が良好に将来の世代に引き継がれるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることに鑑み、地球規模の環境問題の解決に寄与する地域の取組として、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

Ⅲ 計画の位置づけ

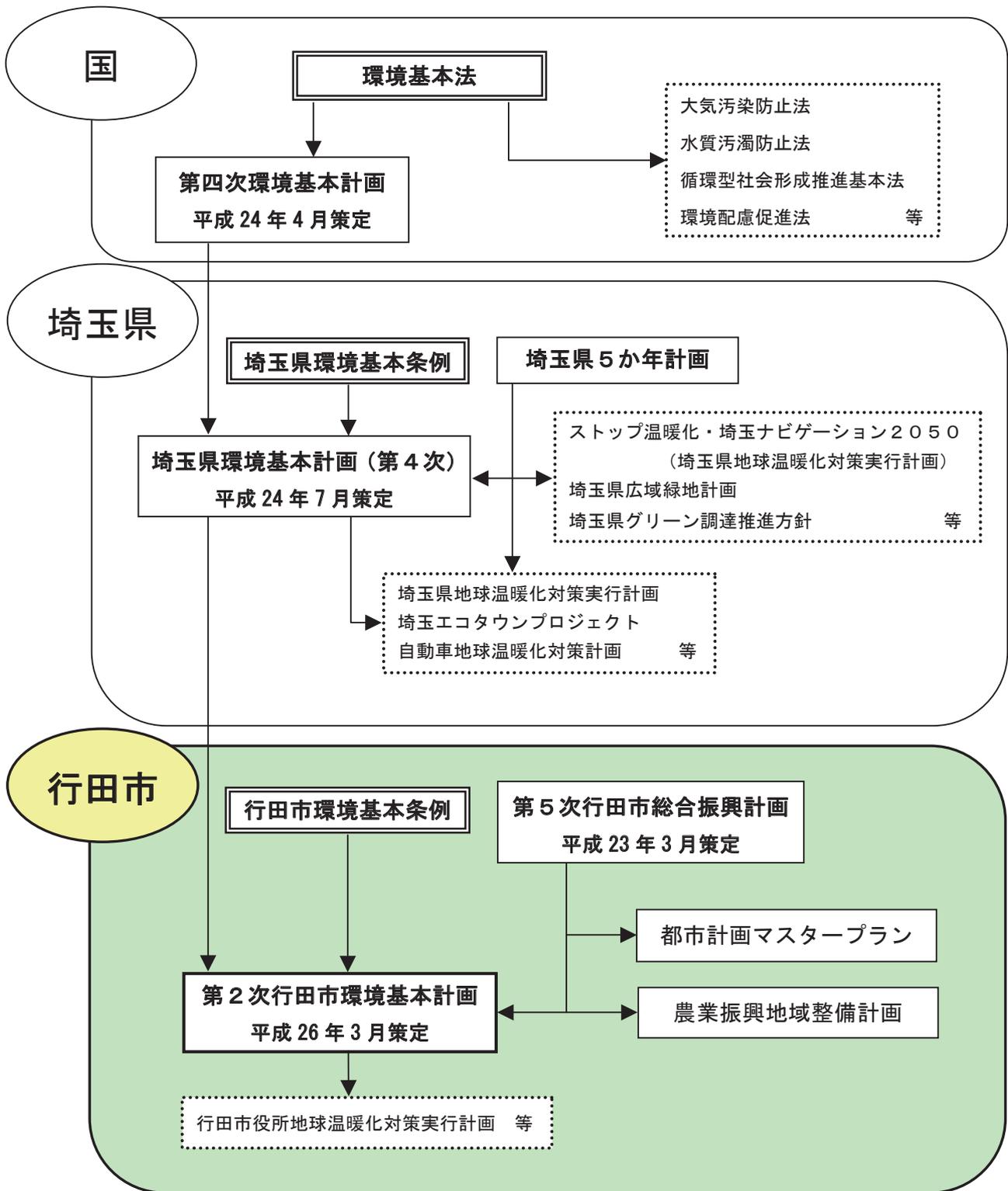


図1 行田市環境基本計画の位置づけ

Ⅳ 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。ただし、社会経済環境など著しく変化した場合には計画の見直しを行います。

Ⅴ 計画の推進主体及び対象範囲

計画の推進主体は、市民（市民団体）、市内に事務所を持つ事業者及び行田市の三者とします。

また、対象範囲は、表1のとおりです。

表1 対象範囲

分野	環境要素
生活環境	廃棄物、大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、有害物質 等
自然環境	水辺、緑地、動植物、景観、公園 等
地球環境	エネルギー、地球温暖化 等
啓発活動	環境学習、環境情報、環境配慮活動 等

第2章 環境の現状と課題

I 行田市の概況

1. 行田市の位置

行田市は埼玉県北部に位置し、東経139度27分、北緯36度8分、海拔約20mとなっています。東京都心部へは約60km圏内と比較的近い場所に位置しており、関東の中央部に位置することから近隣県へのアクセスもしやすい位置となっています。市域は、東西11.4km、南北11.9kmにわたり、その面積は67.37km²になります。

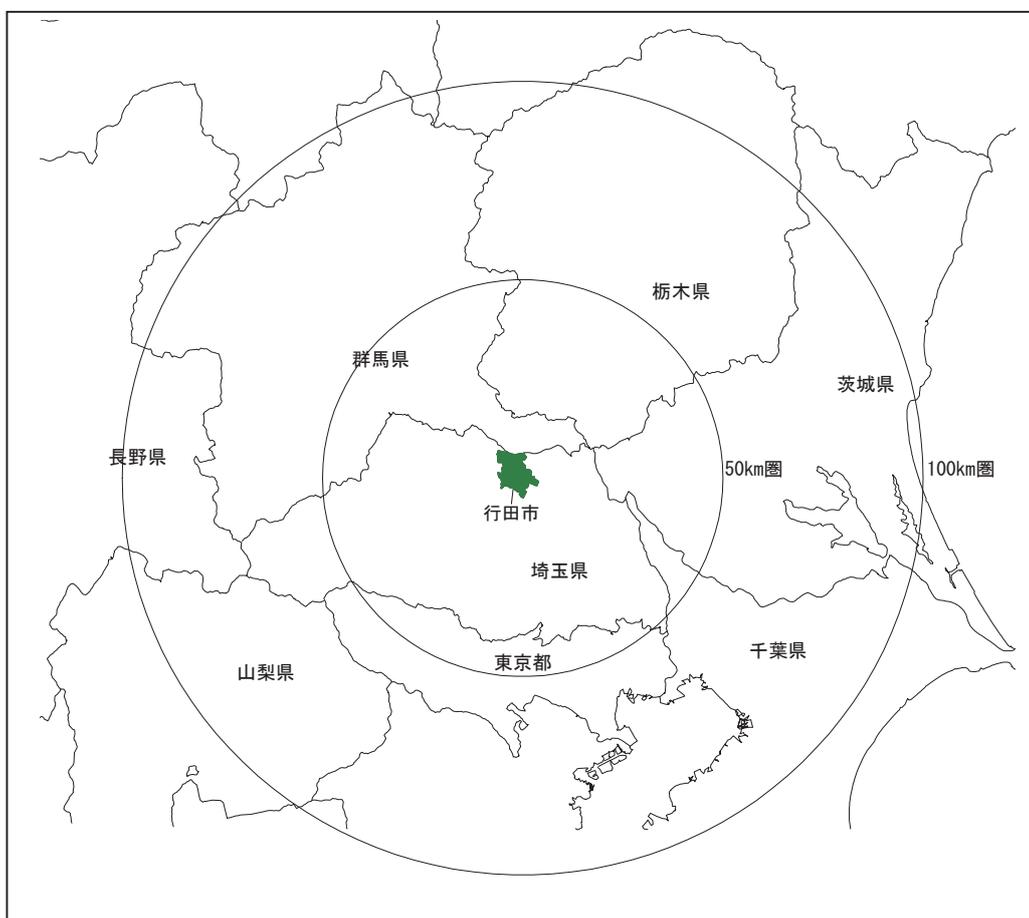


図2 行田市位置図

2. 人口

人口は、平成7年度頃まで増加傾向で推移していましたが、平成12年度をピークに減少に転じ、平成22年度では85,786人となっています。

年齢3区分別割合では、老年人口（65歳以上）が緩やかに増加しています。

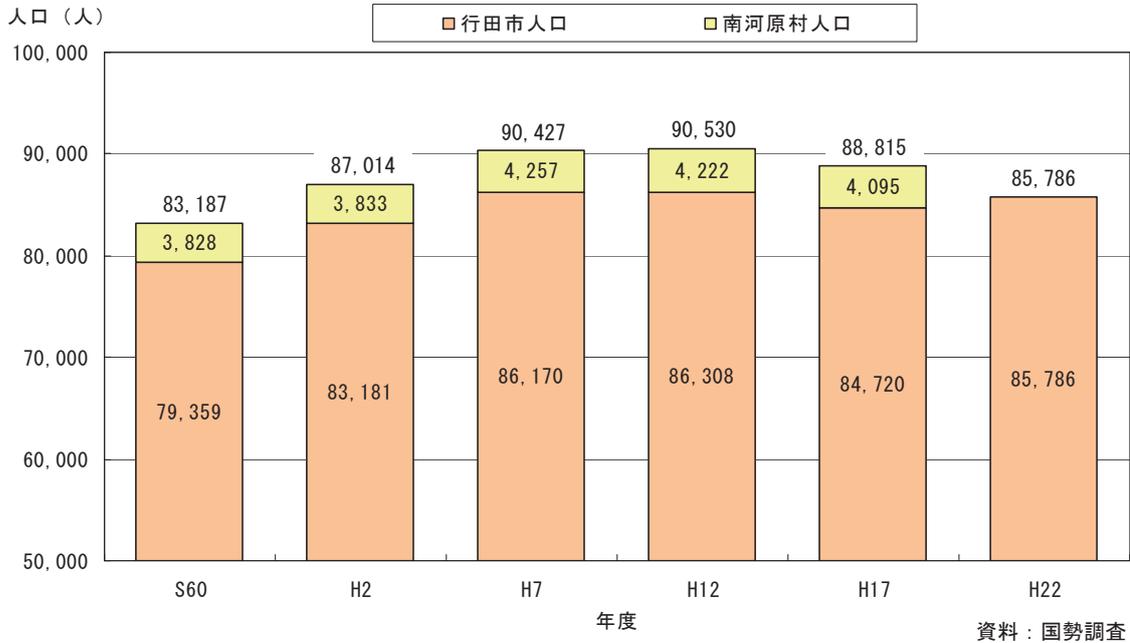


図3 総人口の推移

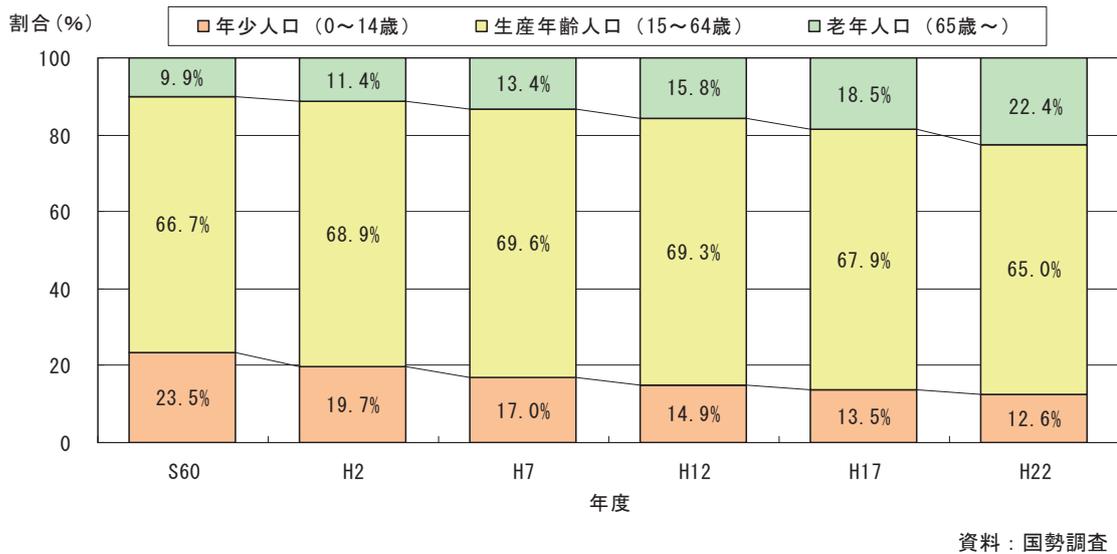
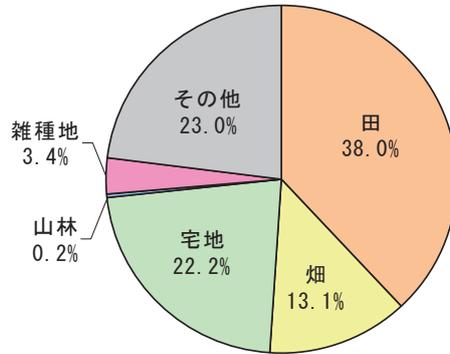


図4 年齢3区分別割合の推移

3. 土地利用状況

平成24年度の地目別面積の割合は、田が38.0%と最も大きな面積を占めています。次いで宅地が22.2%、畑が13.1%となっています。田と畑の合計が5割を超えており、依然として農業が盛んであることがわかります。

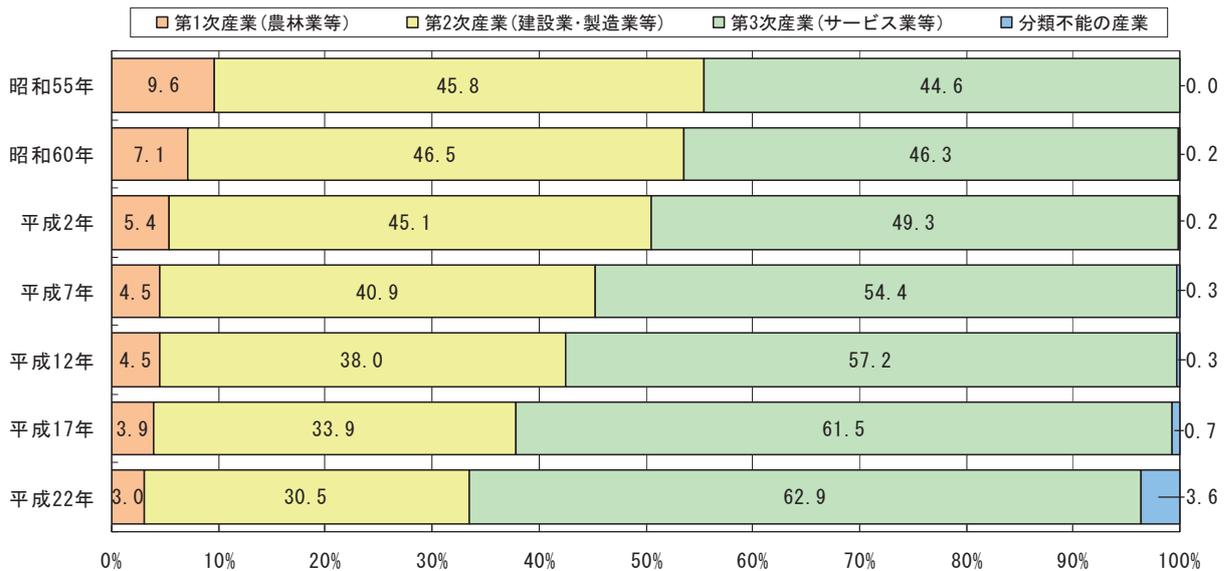


資料：統計ぎょうだ

図5 地目別面積の割合

4. 産業

昭和55年から昭和60年にかけて、第2次産業の人口比率が最も高くなっています。平成2年には第3次産業の人口比率が最も高くなり、平成22年には第2次産業の人口比率が、第3次産業の半分にまで減少しています。

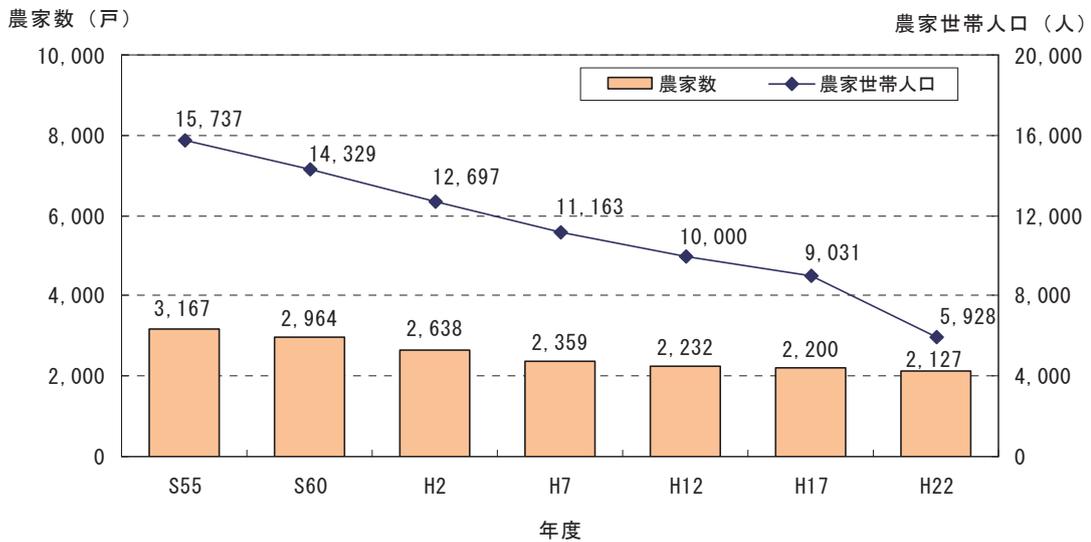


資料：国勢調査

図6 産業部門別人口比率の推移

(1) 第1次産業

農家数及び農家世帯人口は減少傾向にあり、平成22年の農家世帯人口は5,928人で、昭和55年に比べ半分以下まで減少しています。

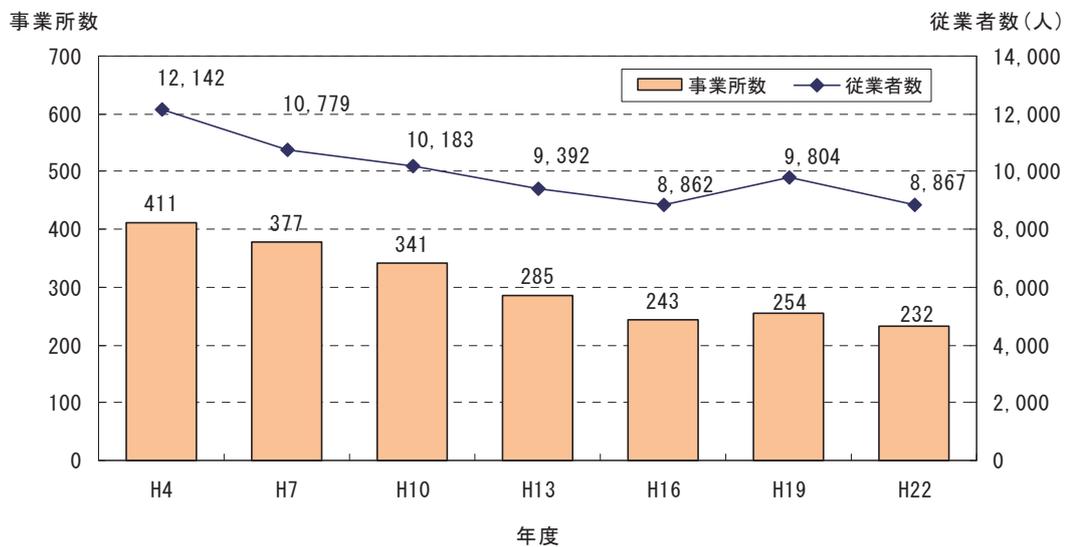


資料：農業センサス

図7 農家数及び農家世帯人口の推移

(2) 第2次産業

工業の事業所数及び従業者数は、ゆるやかな減少傾向にあります。

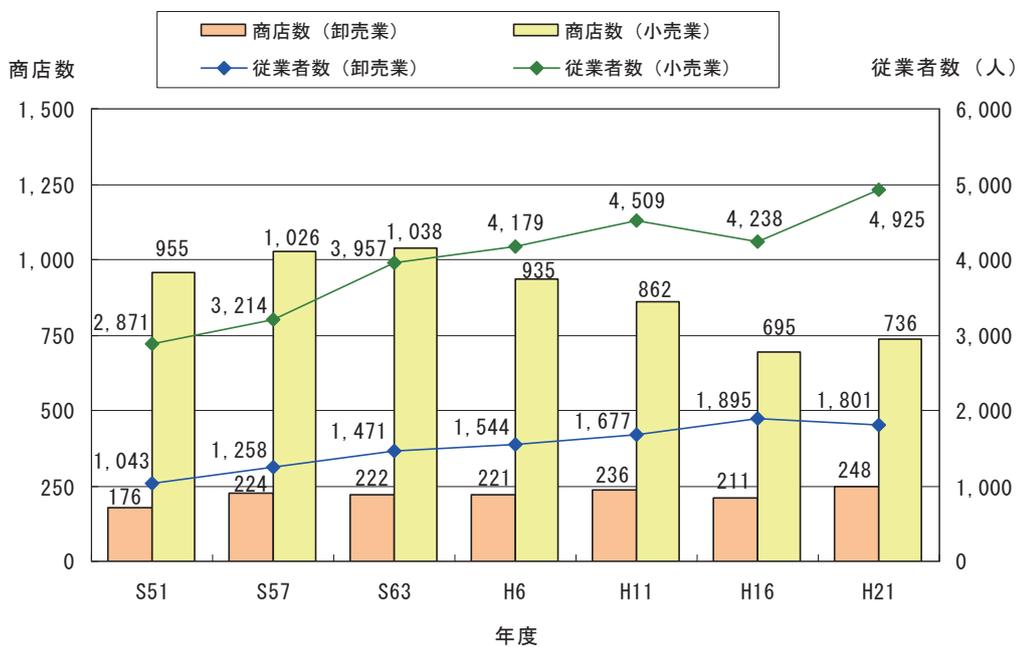


資料：工業統計調査

図8 工業の事業所数及び従業者数の推移

(3) 第3次産業

商店数は卸売業がほぼ横ばい、小売業が昭和63年以降減少傾向にあります。従事者数は卸売業、小売業ともに増加傾向にあります。



資料：商業統計調査

図9 商店数及び従業者数の推移



軽トラ朝市

5. 歴史的・文化的資産

利根川水系の氾濫原であった広大で平坦な土地は、水田として広く利用されています。先人から引き継がれてきたこれら水田などの耕作地は、本市の景観を特徴づける貴重な存在となっています。

景観を活かしたまちづくりへの機運を高めるため、歴史的・文化的資産の周辺景観に配慮するなど良好な景観の創出に寄与した建築物などを表彰する制度「浮き城のまち景観賞」を平成17年度に創設しました。これにより、「水城公園」や「忍城御三階櫓」などが受賞しています。そのほか、市内に存在する自然や歴史、街並みなどに関する景観資源の掘り起こしにより、本市の持つ魅力を市内外に広く発信しています。

表2 主な歴史的・文化的資産

分類	歴史的・文化的資産
自然	利根川、荒川、星川、切所沼、小崎沼、長善沼
古墳	埼玉古墳群、八幡山古墳、小見真観寺古墳、真名板高山古墳、地蔵塚古墳
歴史的資産を利用した施設	忍城址、忍城御三階櫓、郷土博物館、石田堤
祭り・伝統行事	さきたま火祭り、行田蓮まつり、行田浮き城まつり、忍城時代まつり、ささら獅子舞
文化施設	産業文化会館、教育文化センター、コミュニティーセンター、総合体育館
都市公園・都市緑地	さきたま古墳公園、水城公園、行田市総合公園、古代蓮の里、富士見公園、見沼元塚公園、見沼公園、さきたま緑道



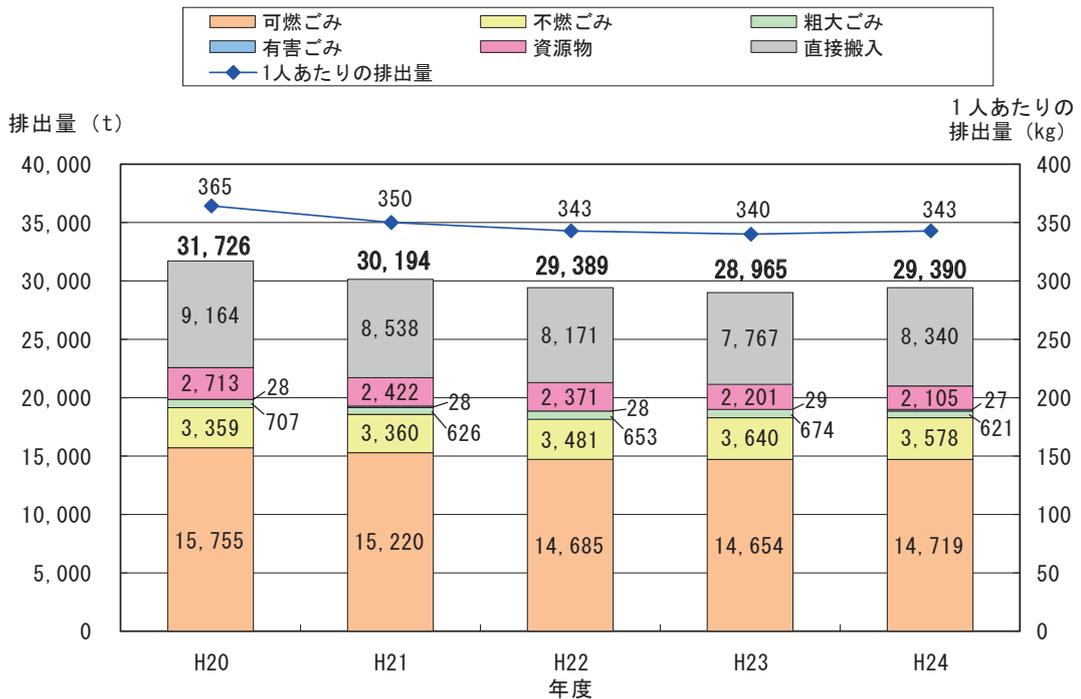
古代蓮の里

Ⅱ 生活環境

1. ごみ排出量

本市では、一般廃棄物を可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物に分別し、収集・処理を行っています。ごみの総排出量は減少傾向にあり、平成24年度は29,390 tとなっています。

一人あたりの排出量は減少傾向にあり、平成24年度は343 kgとなっています。



資料：環境課

図10 ごみ排出量の推移

豆知識 くらしのワンポイント

○ごみを捨てるときの工夫

お菓子や食品が入っていたビニール袋などは、クルクルと小さく丸めてセロハンテープで留めます。このようにコンパクトにしてから捨てれば、ごみの体積が減るのでごみ袋も少なくて済み、ごみの搬送にかかる環境負荷も少なくすることができます。



○新聞紙で窓拭き

水で湿らせた新聞紙を使って窓ガラスの拭き掃除をすると、タオルなどで拭くのと違い拭き跡が残らず、新聞のインクの油分でガラスもピカピカになります。

2. 大気

大気汚染物質であるダイオキシン類、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化窒素（NO₂）、二酸化硫黄（SO₂）の濃度は、環境基準以下となっています。

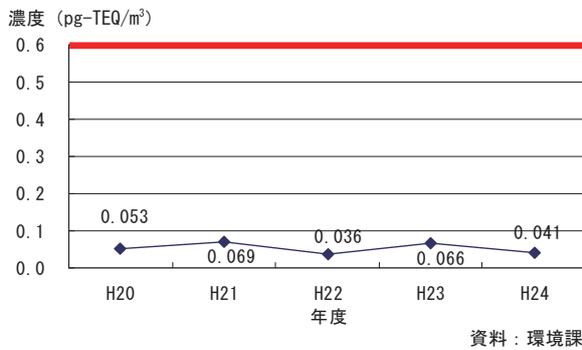


図 1 1 ダイオキシン類測定結果

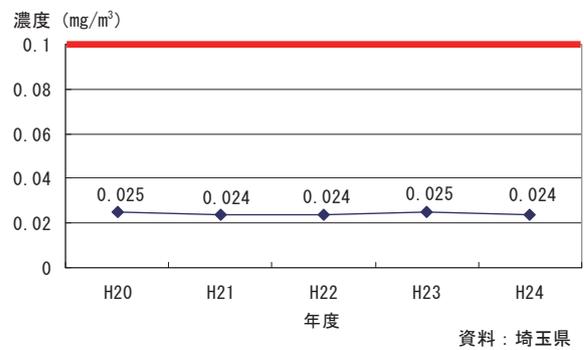


図 1 2 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果

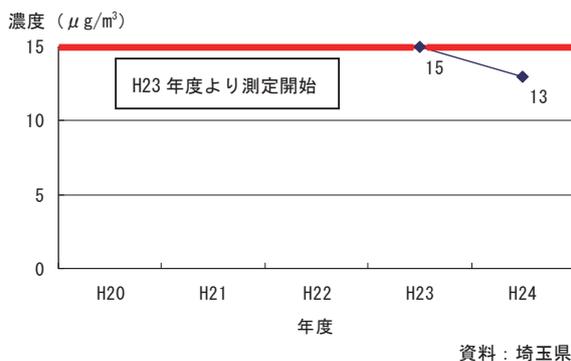


図 1 3 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果

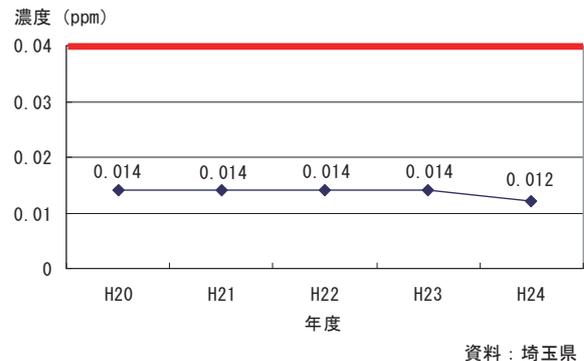


図 1 4 二酸化窒素（NO₂）測定結果

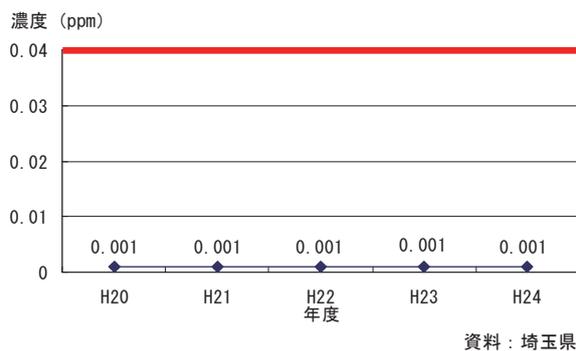


図 1 5 二酸化硫黄（SO₂）測定結果

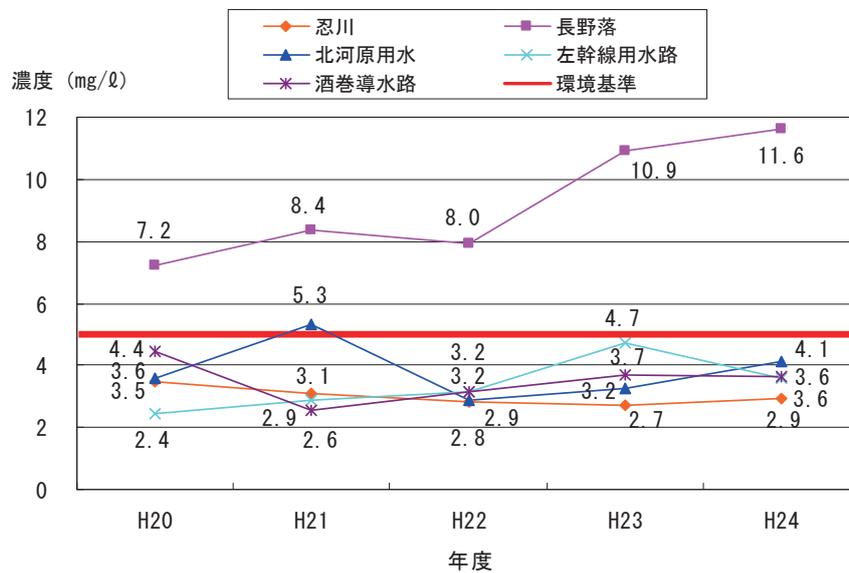
備考

1. グラフの赤線は環境基準です。
2. グラフ中の値は、年平均値です。
3. 単位について以下のとおりです。
 - ・mg(ミリグラム)：1,000分の1g
 - ・µg(マイクログラム)：100万分の1g
 - ・pg(ピコグラム)：1兆分の1g
 - ・ppm(パート・パー・ミリオン/ピーピーエム)：含まれる物質の割合(百万分率)

3. 水質

本市では、市内を流れる忍川、長野落、北河原用水、左幹線用水路及び酒巻導水路の5河川で水質調査を行っています。調査項目は、水素イオン濃度指数（pH）、陰イオン界面活性剤（MBAS）、溶存酸素量（DO）、浮遊物質（SS）、生物学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、全リン（T-P）です。

水質汚濁の指標となるBODの年間平均値は、平成20年度以降長野落以外の4河川で概ね環境基準を達成しています。また、平成24年度のT-N、T-Pの調査結果は、多くの河川で環境基準※が未達成となっています。



資料：環境課

図16 BOD濃度の推移

表3 平成24年度河川別水質調査結果

資料：環境課

	pH	MBAS (mg/L)	DO (mg/L)	SS (mg/L)	COD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)
忍川	7.5	ND	8.6	12	3.6	2.84	0.23
長野落	7.4	0.338	7.4	18	8.0	5.05	0.66
北河原用水	7.5	0.086	8.1	19	4.5	3.31	0.27
左幹線用水路	8.5	ND	11.5	15	5.5	1.37	ND
酒巻導水路	7.9	ND	10.4	10	4.5	2.57	0.15
環境基準	6.5~ 8.5	—	5以上	50以下	5以下※	1以下※	0.1以下※

○ NDは検出限界値以下（MBASの検出限界値：0.05 mg/L、T-Pの検出限界値：0.1 mg/L）

※湖沼の基準を準用

4. 下水道

平成24年度の下水道普及率については、53.9%となっています。

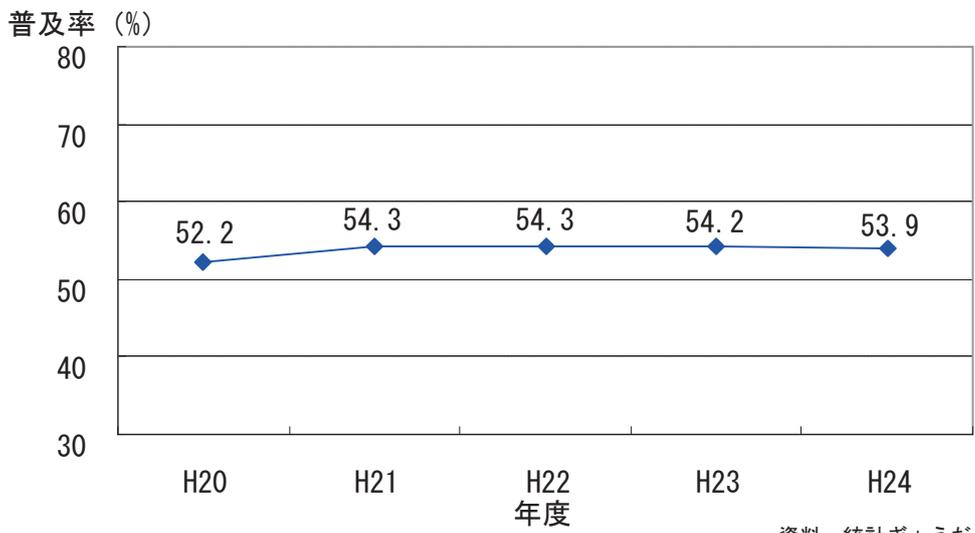


図17 下水道普及率



忍川

5. 土壌

平成24年度の土壌中ダイオキシン類（コプラナーPCBを含む）の調査結果は、3.7pg-TEQ/gであり、環境基準値（1,000pg-TEQ/g）を大きく下回る結果となっています。

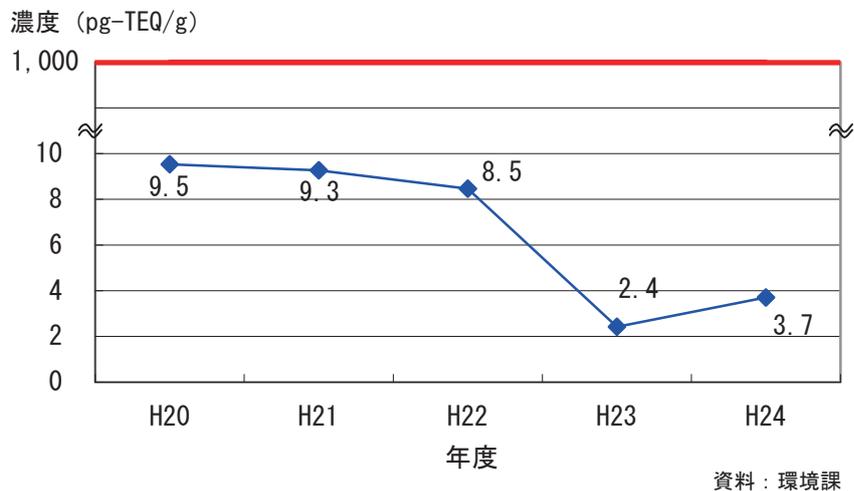


図18 土壌中ダイオキシン類濃度測定結果

6. 騒音・振動

平成24年度の道路騒音の調査結果は、6地点×2区分（昼間・夜間）のうち、昼間は全地点、夜間は4地点で環境基準を達成しています。

また、工場や事業所などに対する苦情発生の際には、法律や条例に基づき指導をしています。最近では、市街地やその近隣での騒音によるトラブルも増加しています。特に住宅が多くなった地域では、一般家庭で使用する冷暖房室外機やピアノ・ステレオなどの楽器音など、身近なところで問題が起こっています。

表4 市内道路交通騒音調査結果

資料：環境課

調査地点	昼間	夜間
国道17号バイパス(小敷田)	67dB	65dB
国道17号バイパス(持田)	64dB	63dB
国道17号バイパス(城西)	58dB	59dB
国道17号バイパス(下忍)	68dB	68dB
国道125号(城西)	70dB	68dB
県道熊谷羽生線(斎条)	59dB	49dB
環境基準	70dB	65dB

7. 地盤沈下

埼玉県地盤沈下調査の調査開始年（昭和50年度）から平成24年度までの変動量は、市内の最も変動の大きい地点で272mm沈下しています。平成20年1月1日から平成25年1月1日までの5年間の市内各地点の変動量は26～36mmとなっています。

8. 公害相談

平成24年度の相談件数は、73件となっています。内容別では、大気に係るものが33件で最も多く、水質14件、騒音11件と続いています。

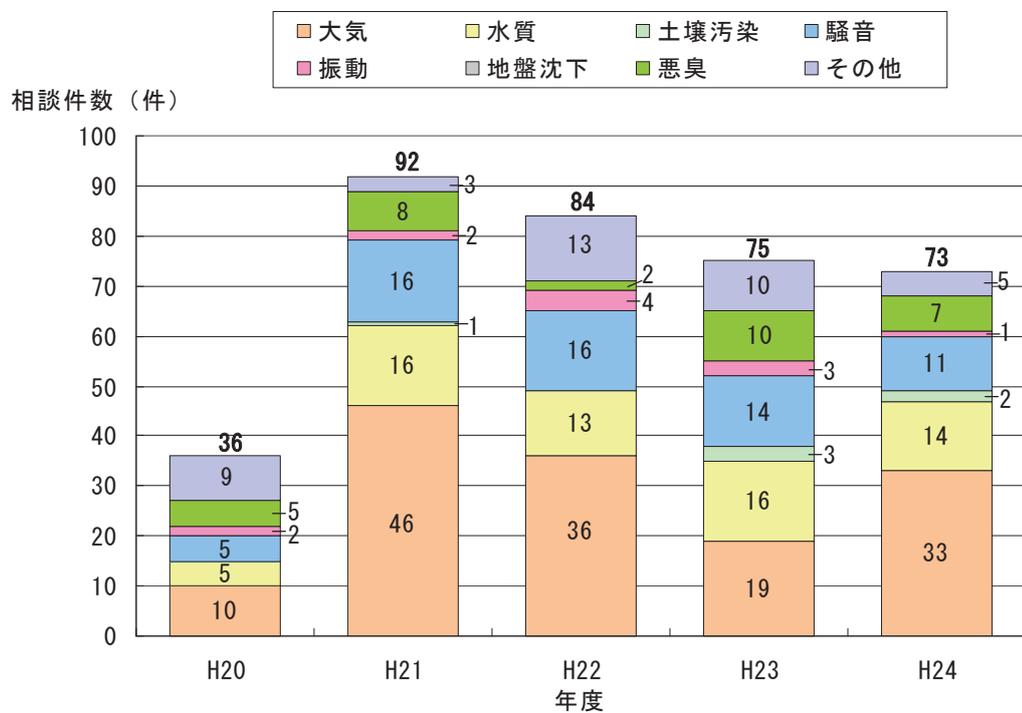


図19 相談件数

豆知識 エコドライブとは？

エコドライブとは、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法や使い方のことです。エコドライブ普及連絡会が制定した「エコドライブ10のすすめ」を参考にエコドライブを実践しましょう。

- ふんわりアクセル「eスタート」
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 減速時は早めにアクセルを離そう
- エアコンの使用は適切に
- ムダなアイドリングはやめよう
- 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 不要な荷物はおろそう
- 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 自分の燃費を把握しよう

9. 交通

道路は、首都圏と上越方面を結ぶ国道17号及び国道17号バイパス、埼玉県と茨城県を結ぶ国道125号及び国道125号バイパスが走り、主要地方道及び一般県道も整備されています。また、市外の東には東北縦貫自動車道、西には関越自動車道があります。

鉄道は、JR高崎線と秩父鉄道の2路線が乗り入れています。また、上越新幹線が本市を通過しています。

路線バスは、行田市内～熊谷駅及び吹上駅間、南河原及び北河原地区～熊谷駅間を運行しています。

市内循環バスは、観光拠点循環コースをはじめ、6系統が市内各所を結んでいます。

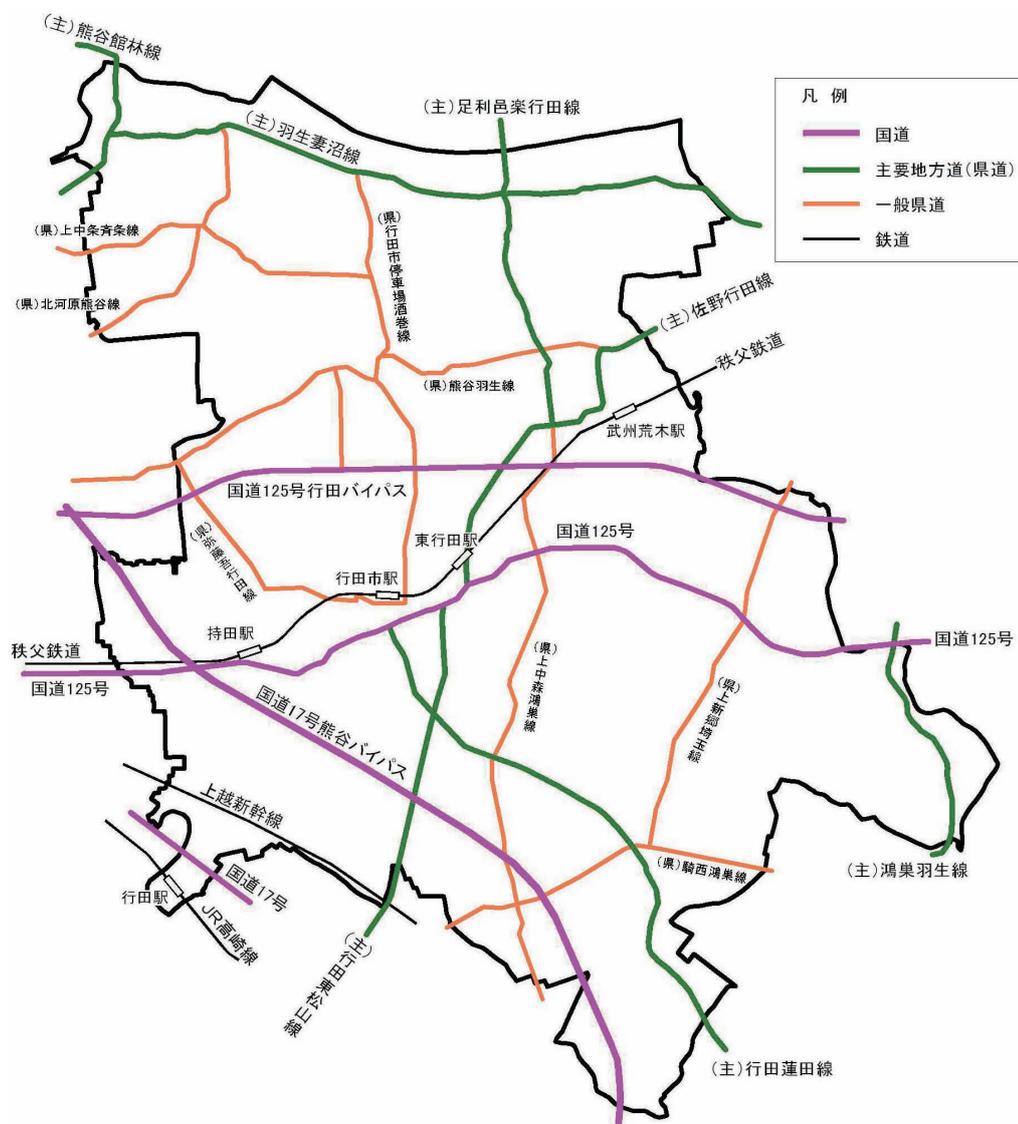


図20 道路・鉄道交通体系

Ⅲ 自然環境

1. 河川

市内には、利根川、福川、星川、忍川、旧忍川、元荒川などの大小の河川や酒巻導水路、埼玉用水路などの農業用水路、利根川と荒川をつなぐ武蔵水路が流れています。これら水路の水は隣接する周辺地域にも供給されていることから、とても重要な役割を果たしています。



図 2 1 主な河川及び水路

2. 動植物

平成24年度に自然環境調査を実施したところ、植物8種類、哺乳類3種類、鳥類7種類、両生類1種類、爬虫類2種類、昆虫類5種類の希少種が確認されました。特にキタミソウは、環境省の「レッドリスト（2012年）」で絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県の「埼玉県の希少野生生物 埼玉県レッドデータブック2011植物編」で絶滅危惧ⅠB類に選定されており、非常に貴重な植物です。

一方で、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の特定外来生物に指定されるミズヒマワリ、オオキンケイギク、ウシガエル、アライグマなども確認されています。これらの生物は、昔から生息・生育する在来の動植物に悪影響を与えるおそれがあります。

表5 平成24年度調査で確認された希少な動植物

資料：行田市自然環境調査報告書

分類	確認された希少な動植物
植物	ミズワラビ、コギシギシ、コイヌガラシ、ヒメミソハギ、ミズマツバ、コキクモ、キクモ、キタミソウ
哺乳類	ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ
鳥類	チュウサギ、ノスリ、チョウゲンボウ、バン、オオバン、カワセミ、コムクドリ
両生類	トウキョウダルマガエル
爬虫類	クサガメ、ヤマカガシ
昆虫類	モートンイトトンボ、ハネナガイナゴ、ギンイチモンジセセリ、アオスジアゲハ、アサマイチモンジ

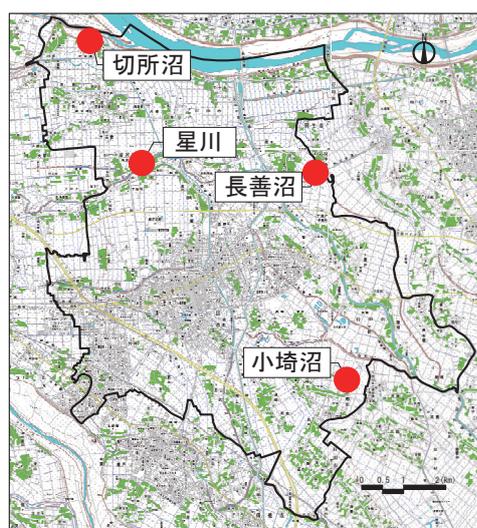
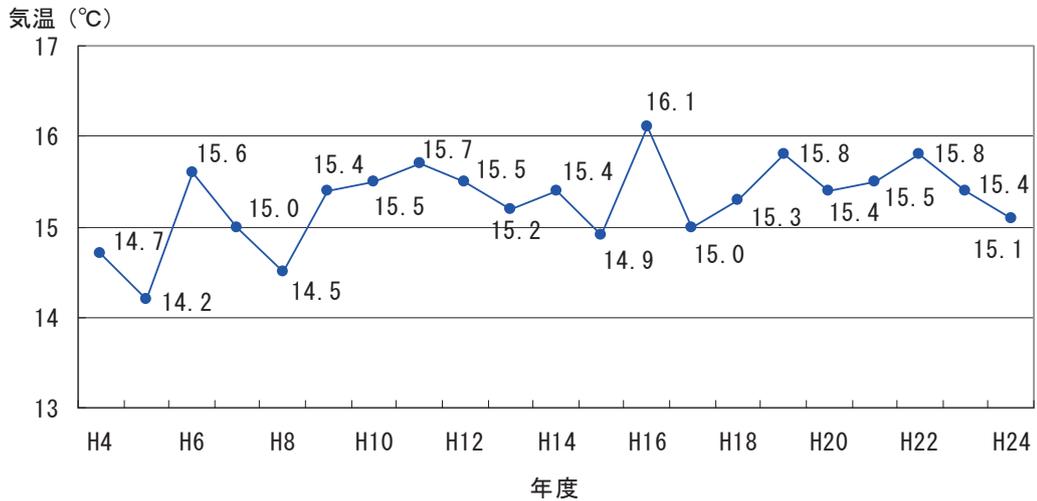


図22 自然環境調査地点位置

IV 地球環境

1. 気温の変化

行田市近傍の熊谷気象台における年間日平均気温は、平成9年以降、15℃を超える年が多くなっています。



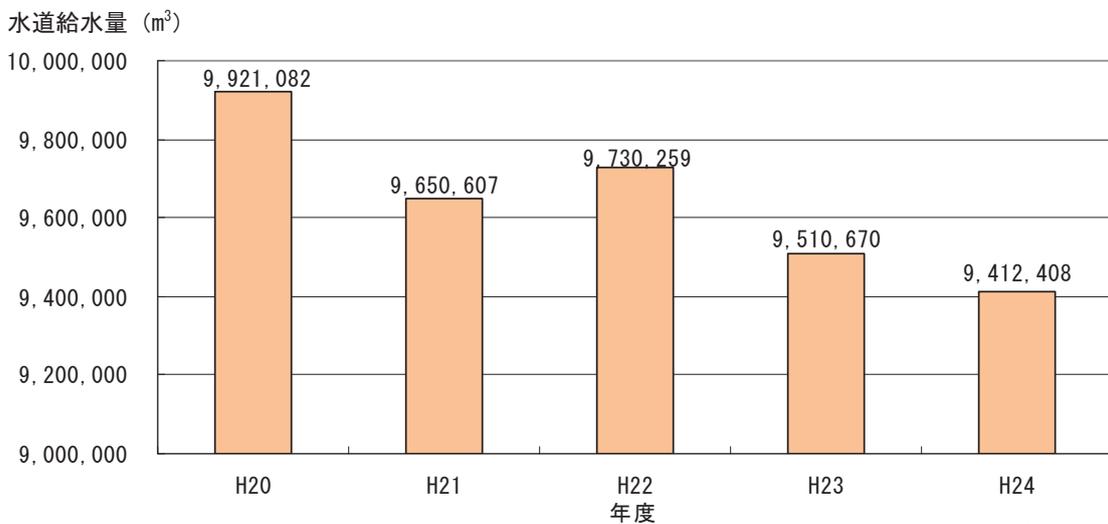
資料：熊谷気象台

図 2 3 年間日平均気温の推移

2. 水道・ガスの使用状況

水道給水量は、近年減少傾向を示しています。また、地下水（工業用）の採取量は、10,000m³前後で推移しています。

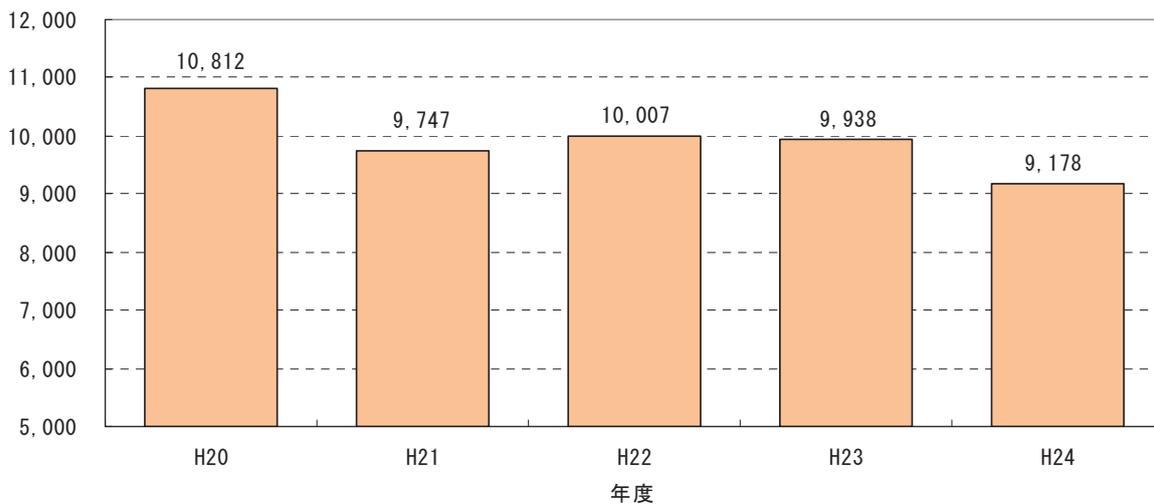
都市ガスの販売量は、近年増減を繰り返しています。平成24年度の都市ガス使用戸数は7,001戸で、全世帯の約21%になります。



資料：統計ぎょうだ

図 2 4 水道給水量の推移

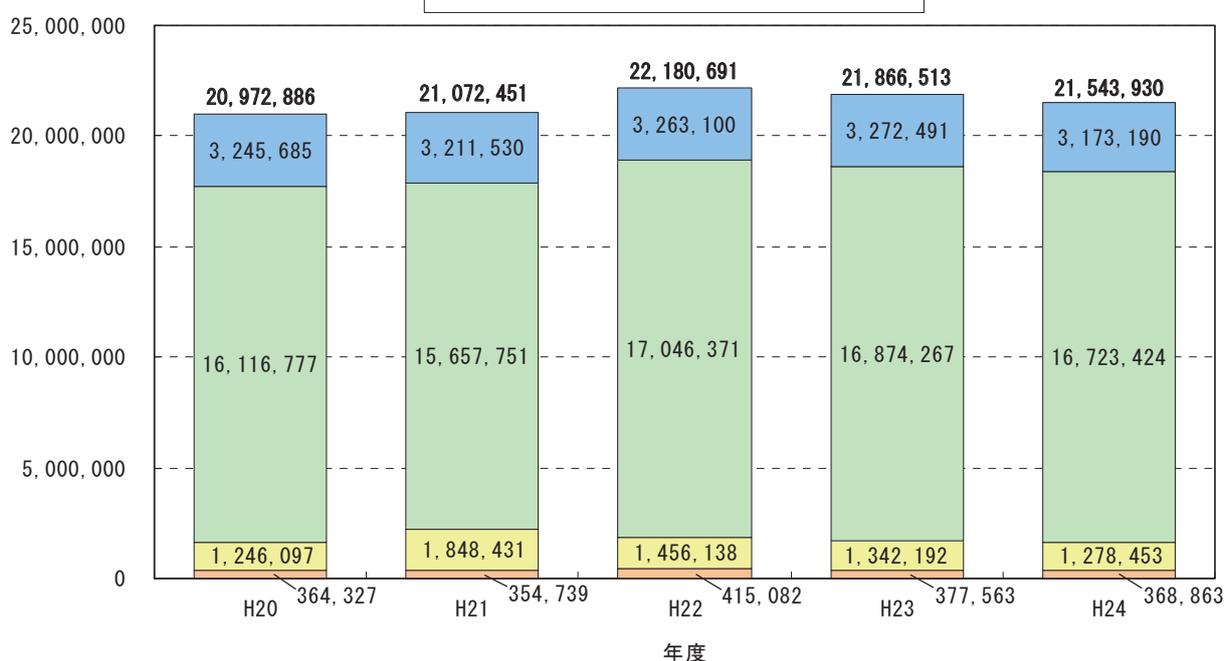
地下水採取量 (m³/日)



資料：埼玉県

図 2 5 地下水（工業用）の採取量の推移

販売量 (m³)



資料：統計ぎょうだ

図 2 6 都市ガス販売量の推移

3. 太陽光発電の利用状況

太陽光発電システムの年間設置件数は、平成22年度以降、200件を超えており、増加傾向にあります。また、太陽光発電システムの累積設置件数は、平成24年度現在で1,402件となっています。

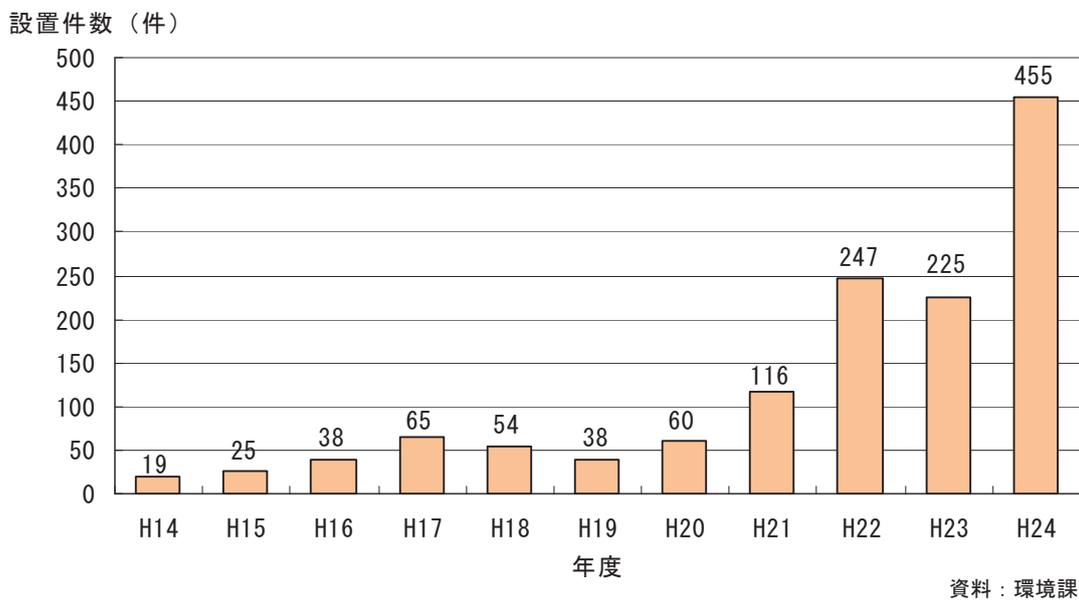


図27 太陽光発電システム設置件数の推移（年度別）

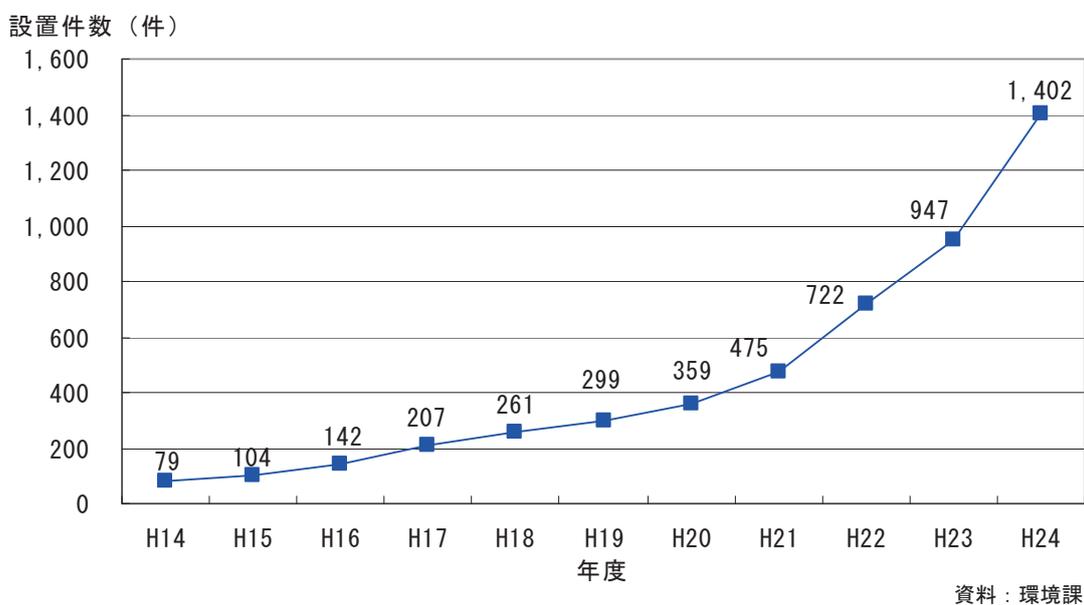


図28 太陽光発電システム設置件数の推移（累積件数）

V 環境配慮活動

1. 緑化

本市では、自然環境の保全の重要性を次世代に伝えるため、いのちを守る森づくり事業を推進しています。植樹祭では、宮脇昭先生（横浜国立大学名誉教授）の指導のもと、市内に生育する樹種の苗木を植樹しています。

また、家庭や事業所における緑化普及のため、つる性植物による緑のカーテンの設置などを推進しています。



「いのちを守る森づくり」親子植樹祭

2. 市民団体の取組

本市では、さまざまな市民団体が環境配慮活動を行っています。その内、行田市市民公益活動団体として登録されている団体は以下のとおりです。

表6 市民団体の取組

団体名	活動内容
行田ナチュラルリストネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・行田の水辺の自然を象徴する「キタミソウ」の保護 ・前玉神社「ふるさとの森」の手入れ ・星空観察会の開催 ・自然観察会の開催 ・行田の自然の調査、研究 ・行田の自然に関する刊行物の作成
古代蓮の里ホタルの会	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘイケボタルの幼虫を育てて、古代蓮の里ホタルの川に放流 ・ホタルの棲める環境づくり
行田環境市民フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・行田市の環境問題に係わる啓発及び実践活動 ・環境問題に係わる情報収集及び発信活動 ・埼玉県及び行田市内における環境団体とのネットワークづくり
NPO法人ふるさと創生クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・西小学校1年生下校付添パトロール ・1、2年生自然観察（当クラブビオトープ）支援 ・体育授業などの支援（昔の遊び） ・青色パトロール車運行（週1回） ・河川浄化など（用水路、排水路） ・夏休み、冬休みふるさと子ども教室

豆知識 キタミソウとは？



キタミソウは、国内では北海道と九州の一部、そして埼玉県東部にみられる大変珍しい植物です。北海道の北見地方で発見されたことから、「北見草」と名づけられました。

本市では星川周辺に多く生育し、初冬と春に直径2.5mm程度の白い花を咲かせます。氷河期からの生き残りと考えられ、本市の稲作環境に適応してきた植物と考えられています。

第3章 計画の方向性

I 望ましい環境像

○基本理念（行田市環境基本条例 第3条）

- ・ 潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受け、環境が良好に将来の世代に引き継がれる
- ・ 全ての者が環境への負荷を低減し、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展する
- ・ 地球規模の環境問題の解決に寄与する取組として、あらゆる事業活動及び日常生活において推進する

○望ましい環境像

行田市は、利根川や荒川などの自然の恩恵を受けた美しい田園風景とともに、豊かな自然に包まれたさきたま古墳公園や古代蓮の里などの特色ある歴史と文化が息づいているまちです。

しかし、私たちの経済活動、産業活動、日常生活などによる環境への負荷が問題を発生させており、特に地球規模での環境破壊は、現代に生きる我々のみでなく、次世代へも影響を及ぼすほどになっています。

そのため、今後も水と緑あふれるまちを存続させるために、市民、事業者及び市がともに力を合わせ、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能である社会を構築していくことが求められています。

私たちは、先人から受け継いだ住みよい環境を保全するとともに、将来にわたって自然と人間が共生できる水と緑、健康で快適な住みよいまちの実現をめざし、望ましい環境像を以下のとおり設定します。

人々の生活と豊かな自然が共生できる
環境にやさしいうるおいのあるまち

Ⅱ 基本目標

行田市の環境の現状やアンケート調査結果、国、県の動向をふまえ、基本目標を以下のとおり設定します。

【望ましい環境像】
人々の生活と豊かな自然が共生できる
環境にやさしいうるおいのあるまち

基本目標

Ⅰ 環境負荷の低減による循環型社会の形成

快適な生活環境を確保するとともに廃棄物の減量、リサイクルなどを推進し、環境負荷を低減した持続可能なまちをめざします。

Ⅱ 先人から受け継いだ自然環境の保全

利根川、忍川、星川などの水辺とさきたま古墳公園、古代蓮の里、水城公園などの歴史的、文化的資産を共に守り育て、自然環境を保全するまちをめざします。

Ⅲ 省エネ・創エネによるエコタウンの創出

エネルギー消費の削減、再生可能エネルギーの活用などを推進し、温室効果ガスの排出が少ない地球環境に配慮したまちをめざします。

Ⅳ 環境意識の向上と環境配慮活動の推進

日常生活、環境学習などの場を通じて、一人ひとりの環境への意識を高め、自主的に行動するまちをめざします。

～第5次行田市総合振興計画～

○将来像「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」

○まちづくりの基本理念 「ひとの元気・地域の元気・まちの元気」

○施策の大綱

- ①やすらぎ だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり【保健・福祉・医療】
- ②快適 生活基盤が充実した便利で快適なまちづくり【都市基盤】
- ③うるおい 豊かな自然と共生したうるおいのあるまちづくり【環境】
- ④にぎわい 活気と活力に満ちたにぎわいのあるまちづくり【産業・経済・観光】
- ⑤安心・安全 安心と安全に支えられたまちづくり【危機管理】
- ⑥はぐくみ 未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり【教育・文化・芸術】
- ⑦ふれあい 支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり【コミュニティ】
- ⑧信頼 市民に期待される信頼のまちづくり【行財政運営】

【行田市環境の課題】

- ・大気を良好に保つことが必要
- ・市内を流れる河川や生活排水の流れる排水路の水質改善が必要
- ・騒音・振動の増加による影響改善が必要
- ・ごみの減量化、分別収集の推進が必要
- ・資源を有効に利用することが必要

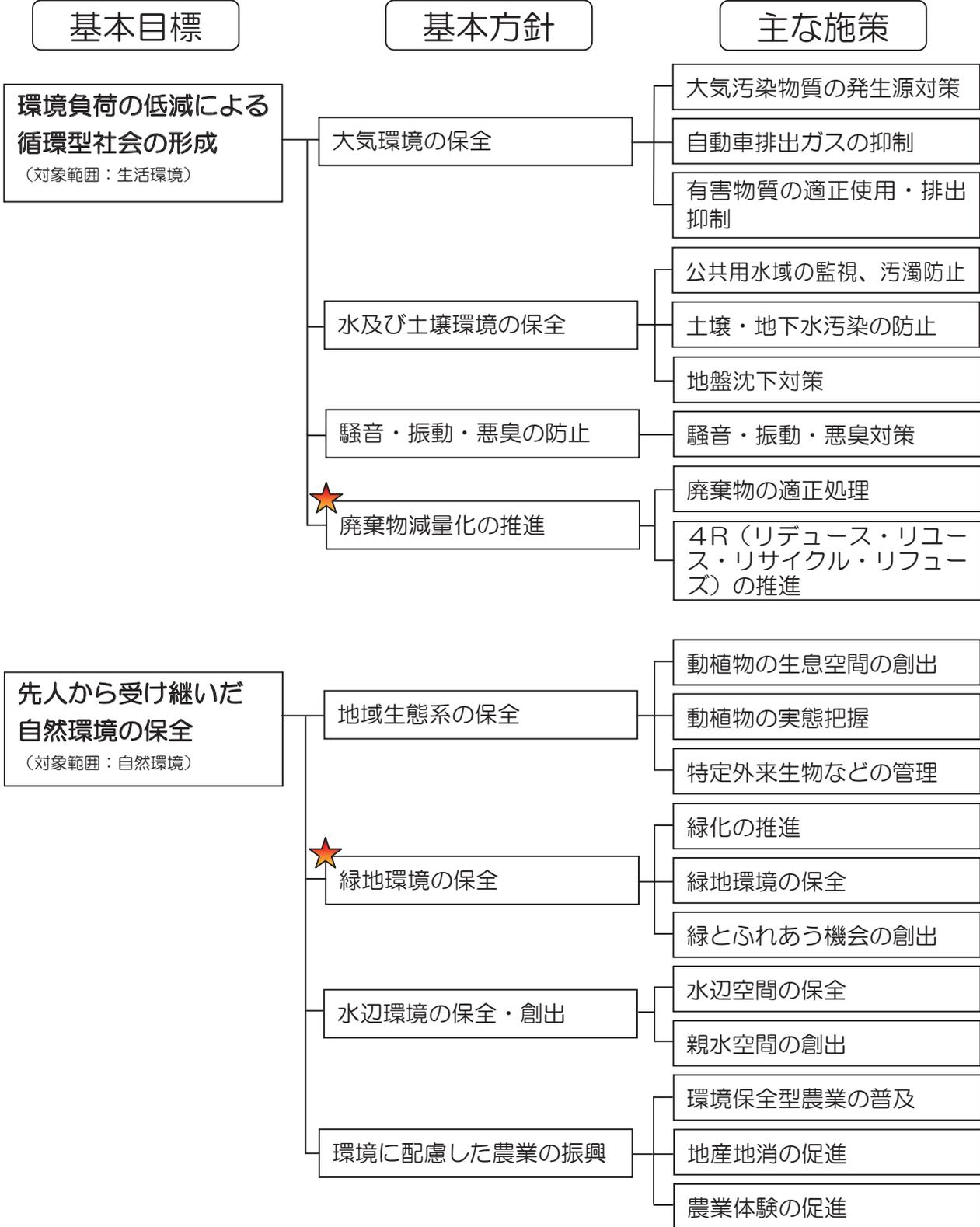
- ・動植物や生態系に配慮した自然環境の創出が必要
- ・特定外来生物の防除対策が必要
- ・豊かな水辺環境や緑地を保全することが必要
- ・歴史的・文化的資産の保存とそれらを活かしたまちづくりが必要
- ・安心・安全な農産物の生産を推進することが必要

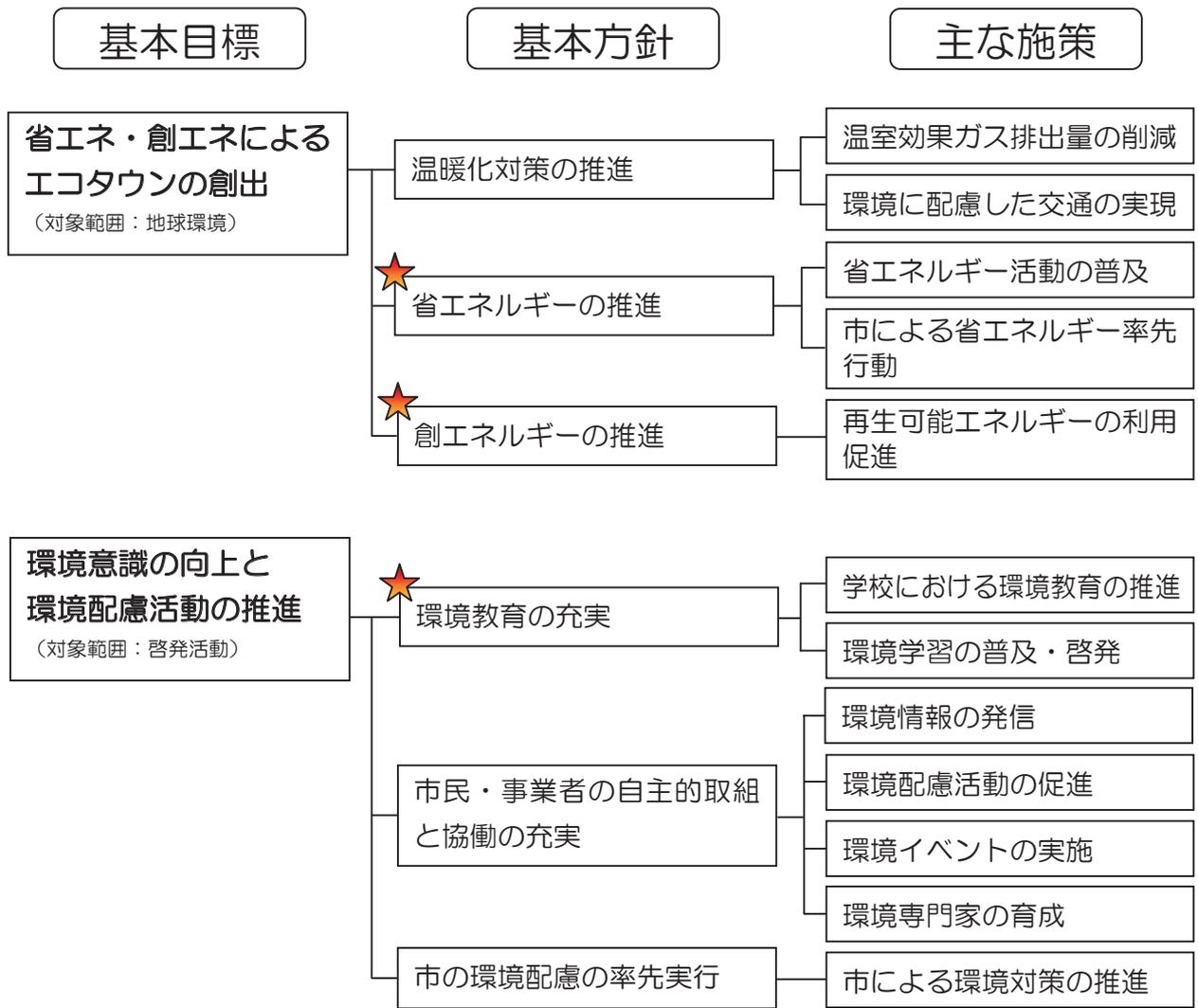
- ・地球温暖化対策への取組を推進することが必要
- ・LEDなどの省エネルギー設備の導入を推進することが必要
- ・資源やエネルギーを有効活用することが必要
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギー利用を推進することが必要

- ・環境に関する意識の向上を図ることが必要
- ・市民、事業者及び市の相互の連携が必要
- ・市民や事業者への環境に関する情報提供・発信が必要
- ・家庭や職場、学校などで環境に配慮した取組を行うことが必要
- ・環境関連団体への支援や専門家の育成が必要

第4章 計画の施策

I 施策の体系





★ マークのついている項目を重点的施策として取り組みます。

Ⅱ 施策の内容

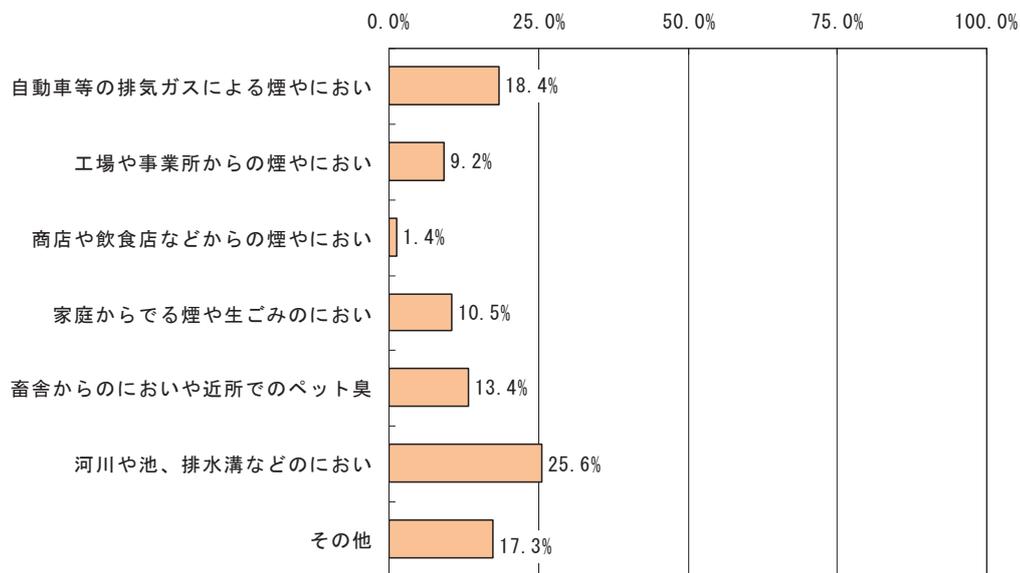
基本目標 1 環境負荷の低減による循環型社会の形成

快適な生活環境を確保するとともに廃棄物の減量、リサイクルなどを推進し、環境負荷を低減した持続可能なまちをめざします。

1-1. 大気環境の保全

● 現状と課題

- 平成24年度のダイオキシン類、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化窒素（NO₂）、二酸化硫黄（SO₂）の大気中濃度は、いずれも環境基準を下回っています。（P.11 図11～15参照）
- 市民からの公害相談件数では、大気に関するものが最も多くなっています。（P.15 図19参照）なお、その原因の多くが野外焼却によるものです。
- 除草剤や化学肥料などの薬剤は広く使用されており、安全性や使用量などに関して、配慮していくことが必要です。
- 有害物質を使用している事業者については、関係法令を遵守し、適正な管理を行うことが必要です。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、大気環境の悪いところについて、18.4%の方が「自動車等の排気ガスによる煙やにおい」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図29 大気環境の悪いところについて

● 主な施策

1. 大気汚染物質の発生源対策

- 大気汚染物質の濃度を監視し、環境基準との比較を行います。(県と連携)
- 違法な野外焼却に対する指導を徹底します。

2. 自動車排出ガスの抑制

- アイドリングストップ、エコドライブを推進します。
- 自転車や公共交通機関の利用を推進します。
- 公用車に低公害車を導入します。

3. 有害物質の適正使用・排出抑制

- 事業者による有害物質の自主的な管理の徹底と排出抑制を促進します。(県と連携)
- 公共施設や街路樹には、有害性の低い薬剤を使用し、使用量を最小限に抑えます。

● 市民・事業者の役割

市民

- 家庭での野外焼却の未実施
- アイドリングストップ、エコドライブの実施
- 自転車や公共交通機関の利用
- 低公害車の導入
- 除草剤などの使用量の抑制
- 有害物質に関する正しい情報の把握

事業者

- 事業所での野外焼却の未実施
- アイドリングストップ、エコドライブの実施
- 公共交通機関の利用
- 低公害車の導入
- 有害物質の自主的な管理の徹底
- 有害性の低い薬剤の使用と使用量の抑制

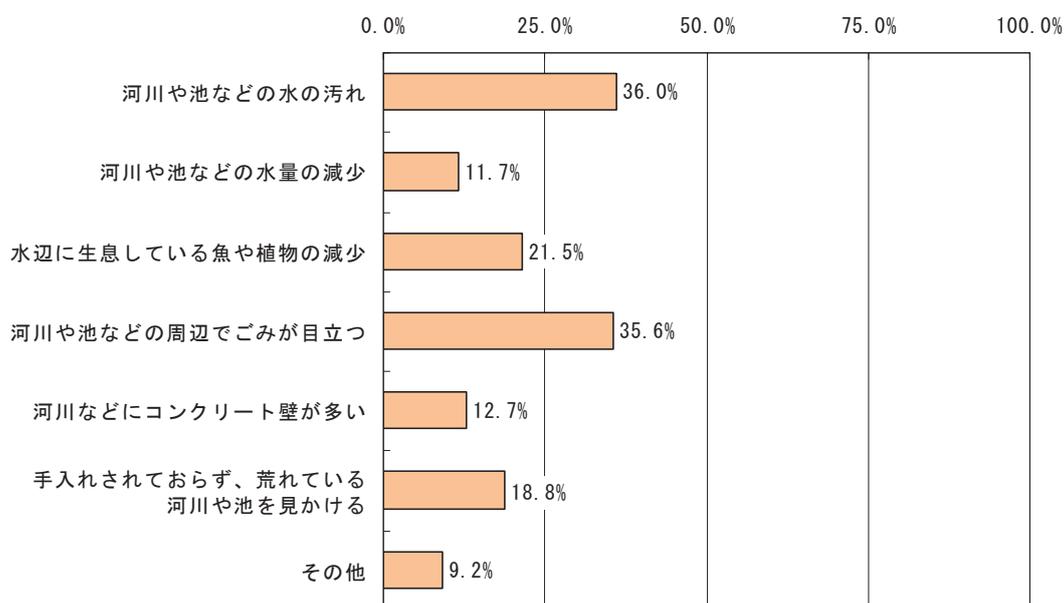
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
大気汚染物質の環境基準達成率 (ダイオキシン類、SPM、NO ₂ 、SO ₂)	100% (4物質/4物質)	100%	環境課
公用車の低公害車などの導入台数	22.4% (36台/161台)	49.1% (79台/161台)	各課 (財政課)

1-2. 水及び土壌環境の保全

●現状と課題

- 市内5河川で水質調査を行っており、平成24年度の生物化学的酸素要求量(BOD)は、概ね環境基準内となっています。(P.12 図16参照)
- 平成24年度の土壌中ダイオキシン類の調査結果は、環境基準値を大きく下回っています。(P.14 図18参照)
- 埼玉県で実施する地盤沈下調査では、過去5年間の市内各地点の変動量は、26～36mmとなっています。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、水辺環境の悪いところについて、36.0%の方が「河川や池などの水の汚れ」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図30 水辺環境の悪いところについて

●主な施策

1. 公共用水域の監視、汚濁防止

- 河川など公共用水域の水質調査を実施します。
- 水質事故が発生した場合は、適切な処置を行います。（県と連携）
- 生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業や合併処理浄化槽への転換など総合的な生活排水対策を推進します。
- 工場・事業所などに対する排水規制による水質の監視や立入り検査、指導を行います。（県と連携）

2. 土壌・地下水汚染の防止

- 有害物質を使用する特定事業場に対して、施設の管理と構造に関する基準を遵守するよう指導します。(県と連携)
- 地下水汚染が判明した場合は、汚染拡大を防止するための原因調査や適切な措置の指導を行います。(県と連携)
- 公共施設や街路樹には、有害性の低い薬剤を使用し、使用量を最小限に抑えます。(再掲)

3. 地盤沈下対策

- 地盤沈下や地下水位の監視を実施します。(県と連携)
- 透水性舗装の整備や公共施設の雨水地下浸透マスを設置を図ります。

● 市民・事業者の役割

市民

- 公共下水道共用開始区域における公共下水道への接続
- 公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置
- 除草剤などの使用量の抑制(再掲)
- 地下水の使用量の抑制

事業者

- 工場・事業所などに対する排水規制の遵守
- 水質事故未然防止対策の実施
- 水質事故が発生した場合の速やかな対応
- 産業廃棄物や化学物質などの適切な管理・処理
- 有害性の低い薬剤の使用と使用量の抑制(再掲)
- 地下水の使用量の抑制

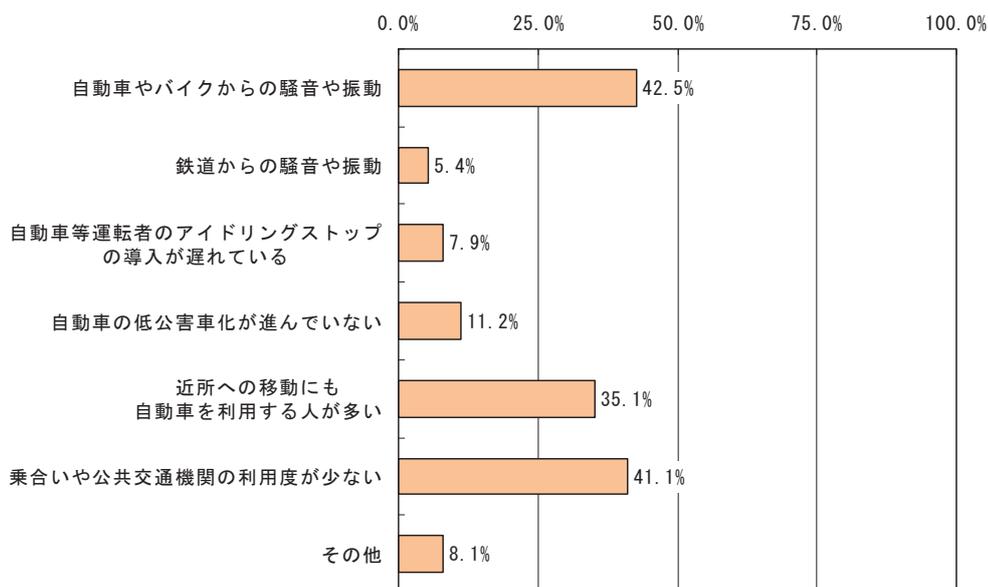
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
BOD環境基準達成率 (5河川×年4回)	75% (15検体/20検体)	100%	環境課
下水道普及率	53.9%	57.8%	下水道課
土壌中ダイオキシン類 環境基準達成率 (3ヶ所×年1回)	100% (3ヶ所/3ヶ所)	100%	環境課
透水性舗装の整備面積	35,958m ²	41,000m ²	道路治水課

1-3. 騒音・振動・悪臭の防止

● 現状と課題

- 騒音・振動・悪臭は、日常生活において影響を受けやすく、不快感として受け止められる感覚公害といわれています。平成24年度の市民からの相談件数は、騒音11件、振動1件、悪臭7件となっています。(P.15 図19参照)
- 市内6地点で道路騒音調査を実施しており、昼間は全地点、夜間は4地点で環境基準を達成しています。(P.14 表4参照)
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺の道路・交通の悪いところについて、42.5%の方が「自動車やバイクからの騒音や振動」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図31 住まい周辺の道路・交通の悪いところについて

● 主な施策

1. 騒音・振動・悪臭対策

- 工場・事業所などから発生する騒音・振動・悪臭について、法令に基づき適切な指導・助言を行います。
- 道路交通騒音を監視し、公表します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 家庭から発生する騒音や振動の抑制
- 自動車やバイクの運転マナーの向上

事業者

- 工場・事業所などに対する騒音・振動・悪臭規制の遵守
- 工場・事業所などから発生する騒音・振動・悪臭対策の実施
- 自動車やバイクの運転マナーの向上

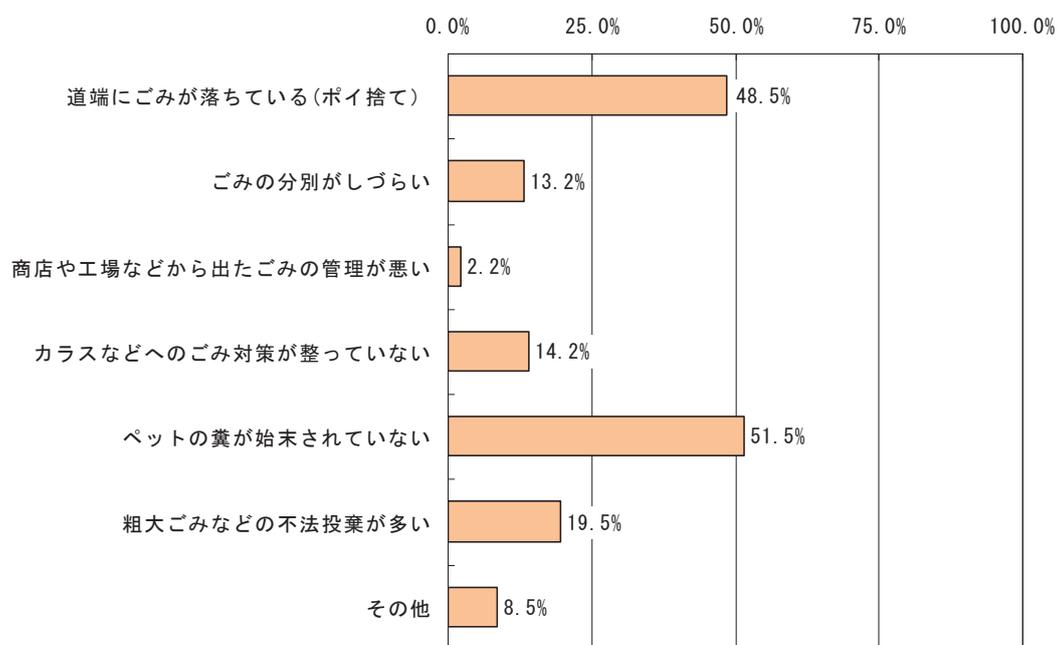
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
道路騒音の環境基準達成率	67% (4地点/6地点)	100%	環境課

1-4. 廃棄物減量化の推進

● 現状と課題

- これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は地球環境の悪化を招いており、持続可能なまちづくりを推進していく観点から、資源循環型社会への転換を進めていく必要があります。
- ごみの総排出量及び一人あたりのごみ排出量はともに減少傾向となっています。（P.10 図 10 参照）
- ごみの減量化を推進するため、使わなくなった日用品（不用品）の情報提供を行っています。
- リサイクル意識の向上を図るため、地域主体による資源リサイクル運動の推進に取り組んでいます。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺のごみの悪いところについて、約半数の方が「道端にごみが落ちている」や「ペットの糞が始末されていない」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図32 住まい周辺のごみの悪いところについて

● 主な施策

1. 廃棄物の適正処理

- 廃棄物関連の情報提供を行うとともに、適正な分別・処理を推進します。（一部県と連携）
- ごみの収集体制を充実させ、リサイクルシステムのさらなる整備を行います。
- 粗大ごみ処理場や環境センター、最終処分場の適正な運転管理を行います。
- 不法投棄対策を実施します。

2. 4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の推進

- リデュース（減量化）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（購入しない）といった4R活動を推進します。
- 不用品の情報提供を行います。

● 市民・事業者の役割

市民

- ごみの分別の徹底
- 4R活動の取組
- ペットの糞の持ち帰りの徹底

事業者

- 廃棄物の適正処理
- 4R活動の取組
- リユースやリサイクルしやすい商品の開発や普及販売

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
リサイクル率	10%	25%	環境課
不用品情報の利用件数	439 件	500 件	環境課

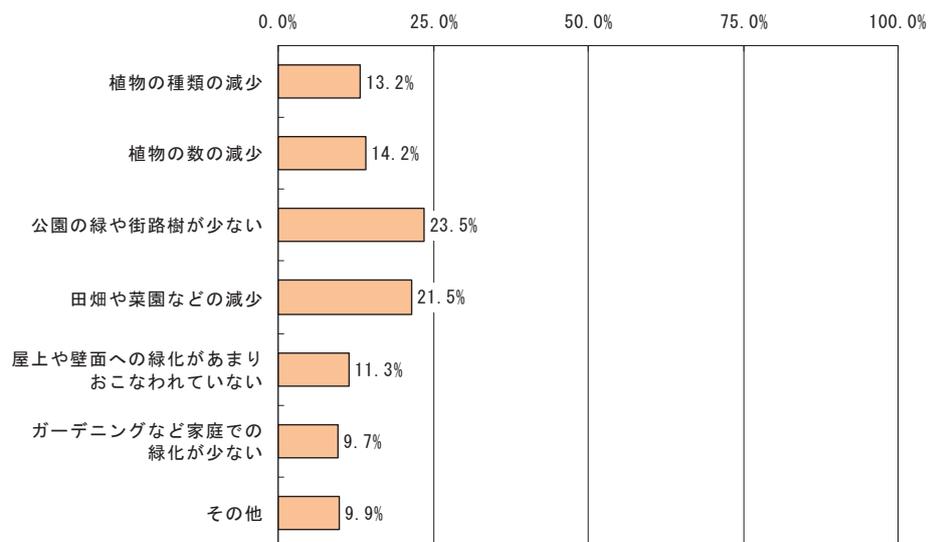
基本目標2 先人から受け継いだ自然環境の保全

利根川、忍川、星川などの水辺とさきたま古墳公園、古代蓮の里、水城公園などの歴史的、文化的資産を共に守り育て、自然環境を保全するまちをめざします。

2-1. 地域生態系の保全

● 現状と課題

- 本市の面積の半分は田畑で占められており、水田環境に生息・生育する動植物が多く確認されています。また、星川など自然生態系が維持されている河川においても、動植物が多く確認されています。
- 平成24年度に市内4地点において自然環境調査を実施し、26種類の希少種が確認されました。(P.18 表5 参照)
- 本市で確認されているアライグマやミズヒマワリなどの外来生物やヌマガエルなどの国内移入種は、在来生物の居場所を奪うなど本来の生態系のバランスを乱す原因となります。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺の緑の悪いところについて、21.5%の方が「田畑や菜園などの減少」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図33 住まい周辺の緑の悪いところについて

● 主な施策

1. 動植物の生息空間の創出

- 河川や水路の改修の際は、動植物に配慮します。（一部県と連携）
- 希少な動植物の生息・生育環境の維持に関する情報提供を行います。
- 公共施設や街路樹には、有害性の低い薬剤を使用し、使用量を最小限に抑えます。（再掲）

2. 動植物の実態把握

- 自然環境調査を定期的を実施し、情報提供を行います。
- 傷病鳥獣を発見した場合は、保護します。（県と連携）
- 動植物の保全・保護の重要性について、普及・啓発に努めます。

3. 特定外来生物などの管理

- 特定外来生物などによる被害防止対策を推進します。（県と連携）
- 特定外来生物の生態や防除方法に関する情報提供を行います。

● 市民・事業者の役割

市民

- 動植物の生息・生育環境の維持
- 動植物に対する意識の向上
- 除草剤などの使用量の抑制（再掲）
- 特定外来生物に関する正しい情報の把握

事業者

- 動植物の生息・生育環境の維持
- 有害性の低い薬剤の使用と使用量の抑制（再掲）
- 事業所内における在来樹種の植栽
- 特定外来生物に関する正しい情報の把握

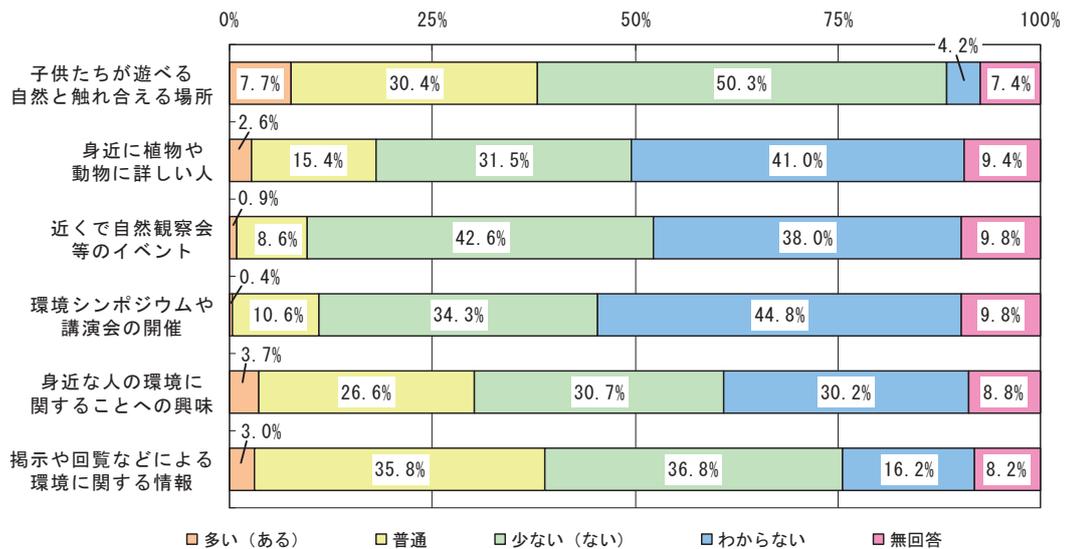
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
希少種の数（自然環境調査）	26種類	26種類	環境課

2-2. 緑地環境の保全

● 現状と課題

- 緑地は、市民生活にうるおいと安らぎを与えるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有しています。そのため、景観と市民生活に配慮した緑化を推進するとともに、緑地環境を保全していくことが必要です。
- 本市は、さきたま古墳公園、水城公園、古代蓮の里などの大規模な公園と地域コミュニティの場としての身近な公園を数多く有しています。
- 屋敷林や雑木林などの緑地は、生物多様性の維持や優れた景観の保全につながっています。
- 自然環境の保全の重要性を次世代に伝えるため、いのちを守る森づくり事業を推進しています。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺の緑の悪いところについて、23.5%の方が「公園の緑や街路樹が少ない」と答えています。(P.38 図33 参照) また、住まい周辺の子どもたちが遊べる自然と触れ合える場所について、50.3%の方が「少ない」と答えています。



※アンケートの回答者 1,067人

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図34 住まいの周辺の環境教育や環境配慮活動について

● 主な施策

1. 緑化の推進

- 公共施設、道路などにおける緑化を推進します。
- 壁面や屋上における緑化を促進します。

2. 緑地環境の保全

- 公共施設、道路などにおける緑地を保全します。
- 景観と市民生活に配慮するため、私有地の適正管理を促進します。
- 屋敷林や雑木林などの保護対策を促進します。

3. 緑とふれあう機会の創出

- 植樹祭などのイベントを通して、緑とふれあう機会を創出します。
- 市民参加による緑化公園を推進します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 自宅などにおける緑地の拡充
- 所有している土地の適正管理
- 住宅地周りの屋敷林や雑木林の保全
- 動植物に対する意識の向上（再掲）
- 植樹祭などのイベントへの参加
- 身近な公園の緑化活動への参加

事業者

- 事業所などにおける緑地の拡充
- 事業所内に残る緑地の保全

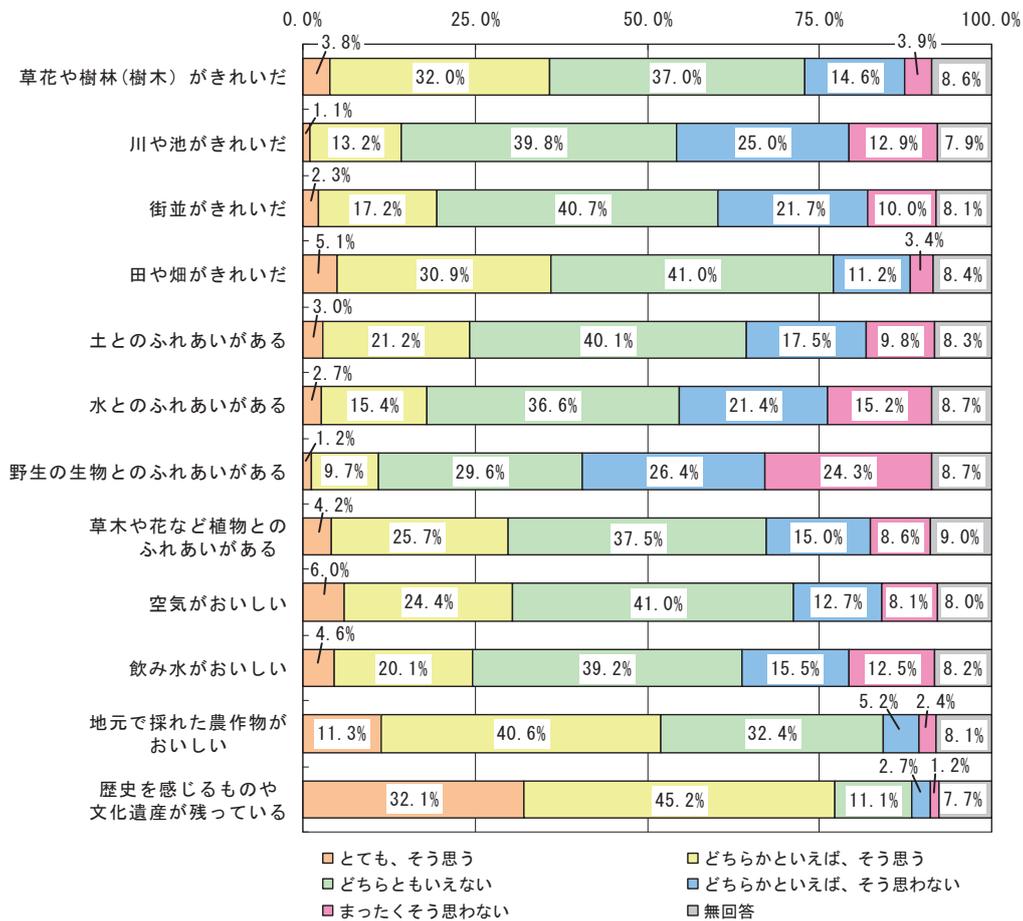
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
市民参加による緑化公園率	14.3%	50.0%	都市計画課

2-3. 水辺環境の保全・創出

●現状と課題

- 市内には利根川や忍川など幾重もの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれています。
- 平成24年度に実施した自然環境調査では、水辺空間が多く残る星川と切所沼において希少種15種類を含む様々な動植物が確認されています。
- 忍川や旧忍川、酒巻道水路などでは県や関係機関が事業主体となり、市民が身近に感じる憩いの水辺空間が創出されています。
- 水城公園や古代蓮の里などには遊歩道が設置されており、親しみやすい親水空間を創出しています。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、行田市全体の環境について、18.1%の方が「水とのふれあいがある」と答えています。



※アンケートの回答者1,067人

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図35 行田市全体の環境について

● 主な施策

1. 水辺空間の保全

- 不法投棄対策を実施します。(再掲)
- 動植物に配慮した河川や水路の改修を行います。(一部県と連携)

2. 親水空間の創出

- より親しみやすい親水空間を創出します。(一部県と連携)

● 市民・事業者の役割

市民

- 水辺空間の保全
- 河川などの美化活動への参加
- 親水空間の利用

事業者

- 水辺空間の保全
- 河川などの美化活動への参加

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
希少種の数(星川、切所沼)	15種類	15種類	環境課

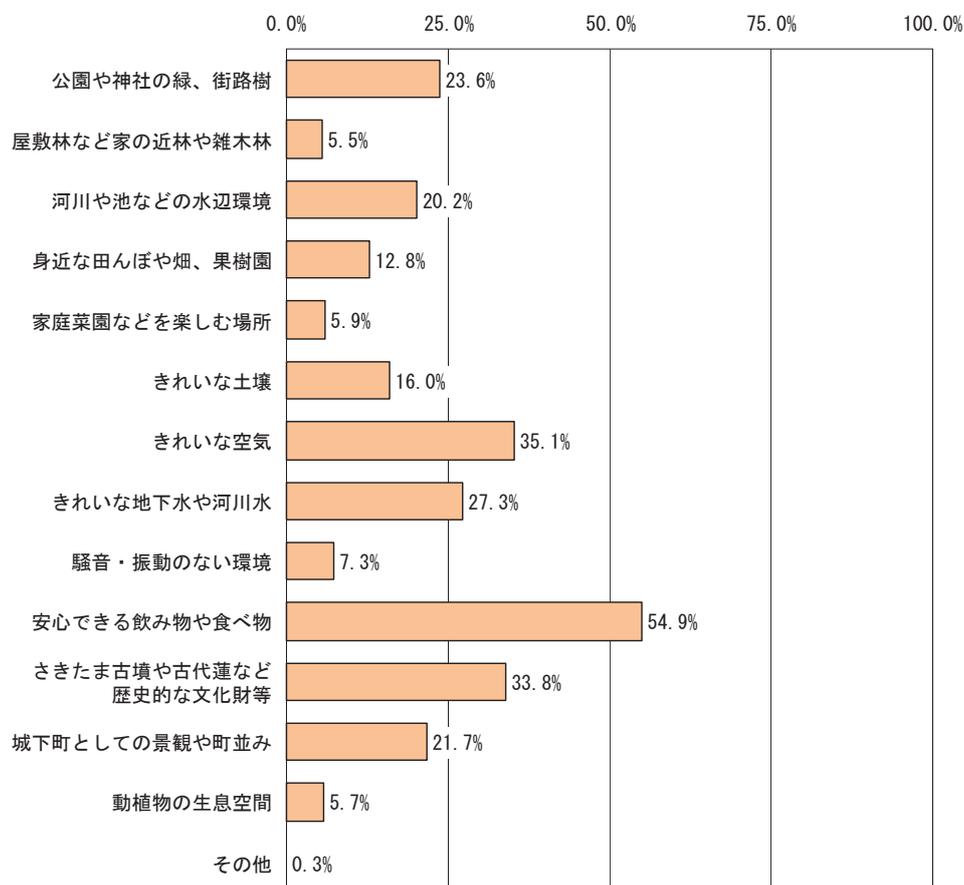


水城公園

2-4. 環境に配慮した農業の振興

●現状と課題

- 農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増大など、農業を取り巻く環境は極めて厳しくなっています。このことから、農業経営を確立するため、農業生産基盤の整備、担い手農家の育成と規模拡大による収入の安定化などを図る必要があります。
- 消費者ニーズに対応するため、地産地消を基盤とする販路の充実や環境保全型農業への転換を進めていくことが必要です。
- 農業体験を通して、作物をつくる喜びや土とのふれあいを感じるにより、農業に関心の高い市民を増やしていくことが必要です。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、次世代に引き継ぎたいものとして、54.9%の方が「安心できる飲み物や食べ物」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図36 次世代に引き継ぎたいもの

● 主な施策

1. 環境保全型農業の普及

- 持続可能な農業のため、新たな農業の担い手の育成を支援します。
- 環境保全型農業を促進するため、技術指導・支援を行います。
- 河川や水路の改修の際は、動植物に配慮します。(一部県と連携)(再掲)

2. 地産地消の促進

- 学校給食における地元産食材の利用拡大や小売店との連携による販路拡大により、地産地消を推進します。
- 農産物直売所の情報提供を行います。

3. 農業体験の促進

- 農業体験活動を推進します。
- 小中学生を対象とした学校ファームを推進します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 地元産食材の利用
- 農業体験活動への参加

事業者

- 農業の担い手の育成
- 環境保全型農業の取組
- 有害性の低い薬剤の使用と使用量の抑制(再掲)
- 付加価値の高い農産物や加工品の販売
- 農業体験の場となる農地の提供

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
エコファーマー認定数	24件	24件	農政課
直売所の販売額	1億4,326万円	1億4,326万円	農政課

基本目標3 省エネ・創エネによるエコタウンの創出

エネルギー消費の削減、再生可能エネルギーの活用などを推進し、温室効果ガスの排出が少ない地球環境に配慮したまちをめざします。

3-1. 温暖化対策の推進

● 現状と課題

- 地球温暖化対策は、人類が取り組むべき重要な課題です。環境への負荷をできる限り低減していくため、一人ひとりが率先して温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を起こすことが必要です。
- 本市では、地球温暖化問題に対し、「第3次行田市役所地球温暖化対策実行計画」を平成25年3月に策定し、公共施設などにおける温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。
- 自動車が排出する二酸化炭素を削減させるため、マイカー利用から電車、バスなどの公共交通機関や自転車などへの転換を進めていくことが必要です。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺の道路・交通の悪いところについて、「乗合いや公共交通機関の利用度が少ない」や「近所への移動にも自動車を利用する人が多い」とする回答が多く得られています。(P.34 図31 参照) また、事業所で実施している環境配慮活動について、53.6%の事業者が「照明や水道の節約や冷暖房の温度設定の調整を実施している」と答えています。

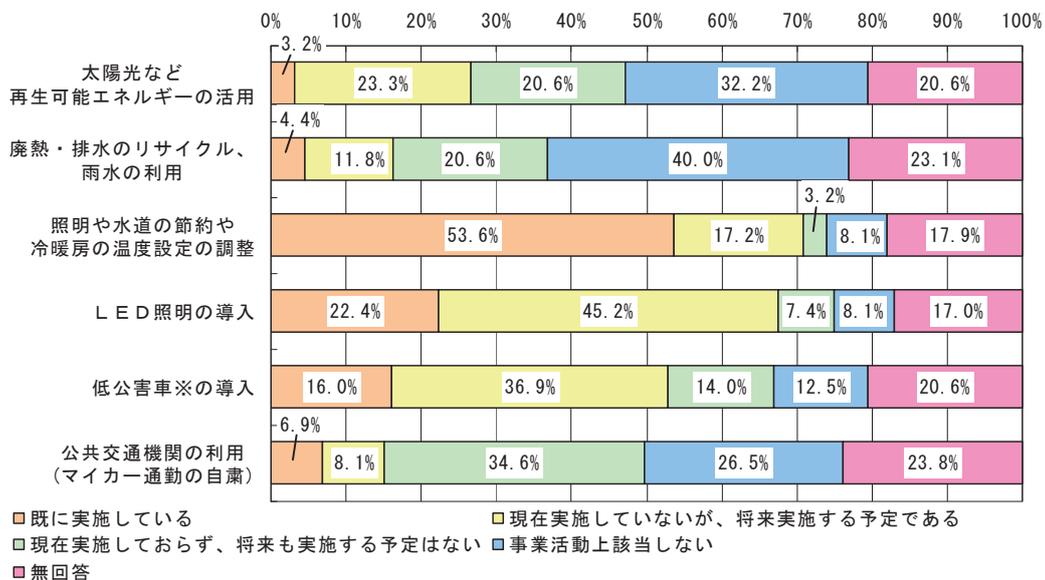


図37 事業所で実施している環境配慮活動について

●主な施策

1. 温室効果ガス排出量の削減

- 市民や事業者が行う温室効果ガス排出量の削減の取組を支援します。
- 行田市役所地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減の取組を実施します。

2. 環境に配慮した交通の実現

- 自転車や公共交通機関の利用を推進します。(再掲)
- 安心・安全な自転車利用を促進するため、自転車の利用しやすい環境を整備します。
- 路線バスや市内循環バスの利用を促進するため、利用者のニーズに応じたサービスの提供を検討します。
- アイドリングストップ、エコドライブを推進します。(再掲)

●市民・事業者の役割

市民

- 温室効果ガス排出量削減の取組
- 省エネルギー製品の購入
- アイドリングストップ、エコドライブの実施(再掲)
- 自転車や公共交通機関の利用(再掲)

事業者

- 温室効果ガス排出量削減の取組
- 省エネルギー設備の導入
- ISO14001などの環境管理システムの導入
- アイドリングストップ、エコドライブの実施(再掲)
- 公共交通機関の利用(再掲)

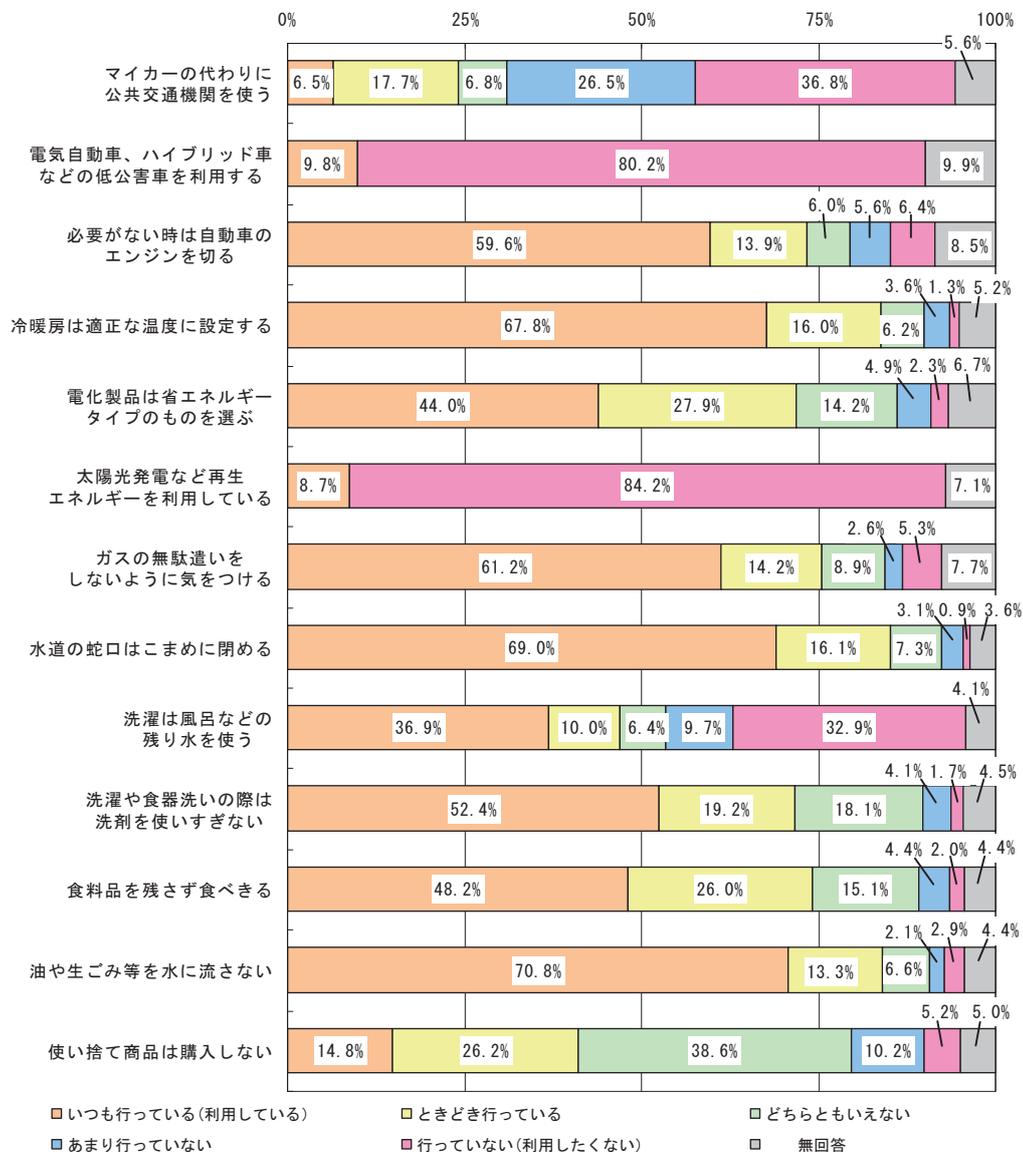
●環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
公共施設の温室効果ガス総排出量	7,880t-CO ₂	7,092t-CO ₂	各課 (環境課)
市内循環バスの利用者数	192,240人	250,000人	地域づくり 支援課

3-2. 省エネルギーの推進

●現状と課題

- 限りある資源を守るため、市民・事業者・市が一体となって省エネルギーの推進を図っていくことが必要です。
- 本市では、公共施設内の照明や防犯灯・園内灯などにLED電灯を積極的に導入しています。
- 本市では、地球温暖化問題に対し、「第3次行田市役所地球温暖化対策実行計画」を平成25年3月に策定し、公共施設などにおける温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。（再掲）
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、「冷暖房は適正な温度に設定する」・「ガスの無駄遣いをしないように気をつける」・「水道の蛇口はこまめに閉める」などの省エネルギーに関する項目について、60%以上の方が「いつも行っている」と答えています。



※アンケートの回答者1,067人

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図38 環境にやさしい生活をするために行っている行動について①

● 主な施策

1. 省エネルギー活動の普及

- 生活や事業活動の中で実施できる省エネルギー活動を普及・啓発します。
- 家庭や事業所による省エネルギー設備の導入を支援します。

2. 市による省エネルギーの率先行動

- 公共施設内の照明や防犯灯・園内灯などについて、計画的に省エネルギー型電灯を導入します。
- 行田市役所地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減の取組を実施します。(再掲)
- 公用車に低公害車を導入します。(再掲)
- 設備の更新時には、省エネルギー設備を導入します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 省エネルギー活動の実施
- 省エネルギー製品の購入 (再掲)

事業者

- 省エネルギー活動の実施
- 省エネルギー設備の導入 (再掲)

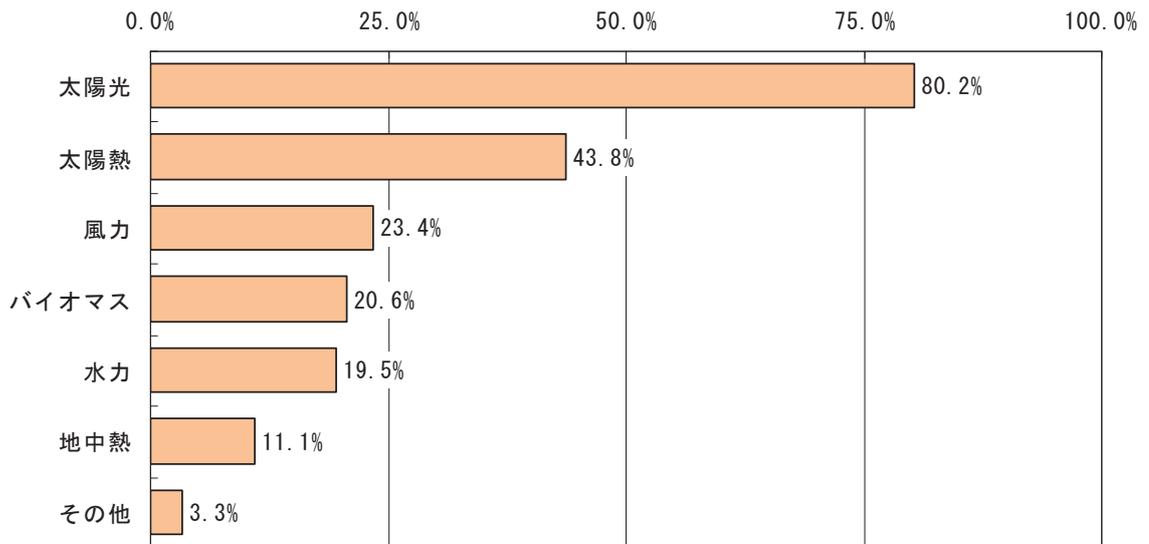
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
公共施設の電気使用量	14,625,155kWh	13,162,640kWh	各課 (環境課)

3-3. 創エネルギーの推進

● 現状と課題

- 東日本大震災に伴う原発事故を契機に、太陽光や水力、風力などの再生可能エネルギーの利用に注目が集まっています。
- 快晴日数が多い本市では、太陽光発電の導入が進んでおり、住宅用システム設置数は平成24年度末時点で1,402件となっています。(P.21 図28参照)
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、行田市が活用すべきエネルギーについて、80.2%の方が「太陽光」と答えています。



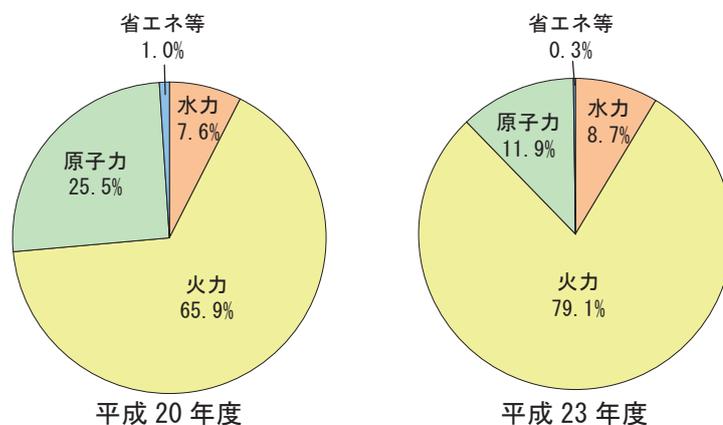
※アンケートの回答方法：複数回答による(回答者1,067人)

資料：市民アンケート調査結果(平成24年度)

図39 行田市が活用すべきエネルギーについて

豆知識 全国発電電力量の構成の変化

東日本大震災に伴う原発事故に伴い、全国発電電力量の構成割合に占める原子力は減少し、火力や水力発電の割合が増加しています。



資料：エネルギー白書

● 主な施策

1. 再生可能エネルギーの利用促進

- 太陽光発電システムの導入を支援します。
- 公共施設などに太陽光発電システムを設置します。
- 太陽光以外の再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 蓄電設備の導入を検討します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入

事業者

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
太陽光発電システムの住宅設置率	7.0%	20.0%	環境課



太陽光発電システム

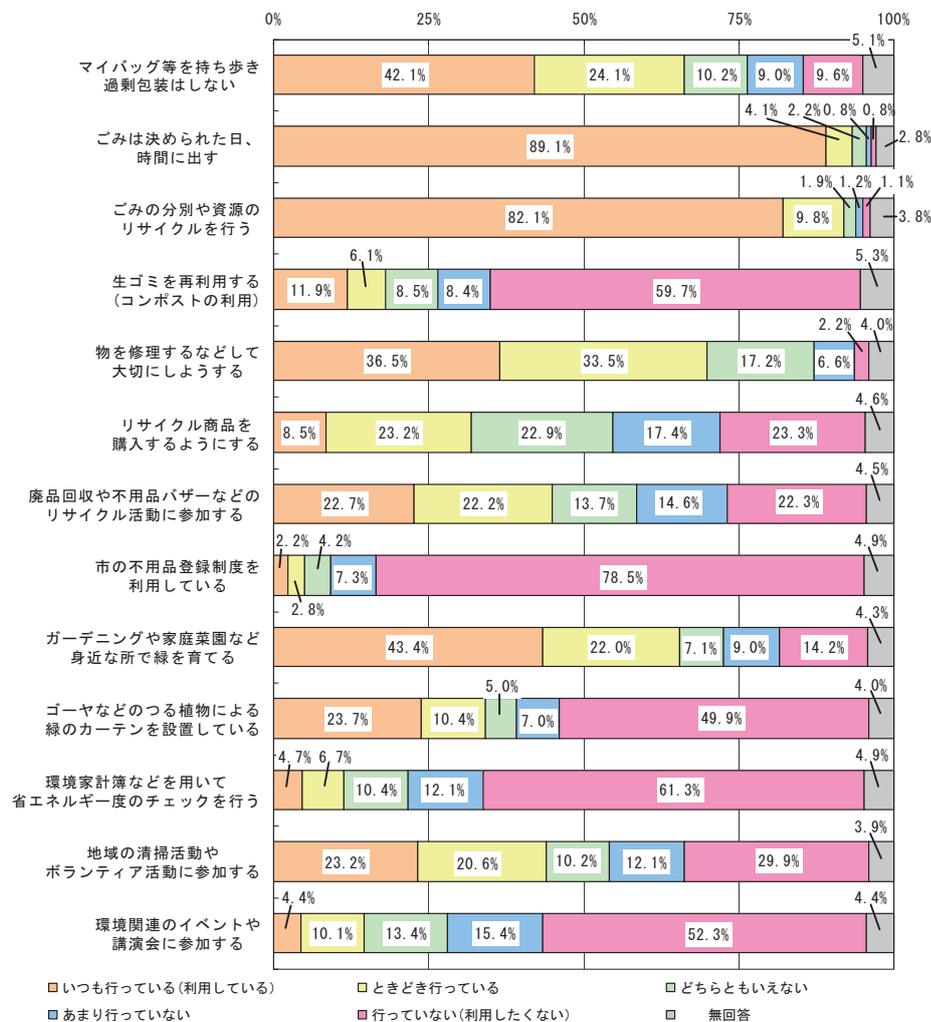
基本目標4 環境意識の向上と環境配慮活動の推進

日常生活、環境学習などの場を通じて、一人ひとりの環境への意識を高め、自主的に行動するまちをめざします。

4-1. 環境教育の充実

● 現状と課題

- 様々な環境問題に取り組んでいくためには、環境に対する理解を深め、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。
- 本市では、ごみ問題や地球温暖化対策に関する出前講座を実施しており、平成24年度は2回実施しました。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、地域の清掃活動やボランティア活動の参加について、約44%の方が「いつも行っている」または「ときどき行っている」と答えています。



※アンケートの回答者 1,067人

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図40 環境にやさしい生活をするために行っている行動について②

● 主な施策

1. 学校における環境教育の推進

- 学校教育を通じて、子どもたちへの環境教育を推進します。
- 小中学生を対象とした学校ファームを推進します。（再掲）

2. 環境学習の普及・啓発

- 環境に関する出前講座の内容を充実させます。
- 清掃活動や環境ボランティア活動を促進するなど、生涯学習の場を増やします。
- 環境学習に関する情報提供を行います。

● 市民・事業者の役割

市民

- 自然を学ぶ機会の創出
- 環境に関する出前講座や講演会への参加
- 市報やホームページなどによる情報の収集

事業者

- 従業員に対する環境教育の導入
- 専門的知識を活用した環境学習への支援

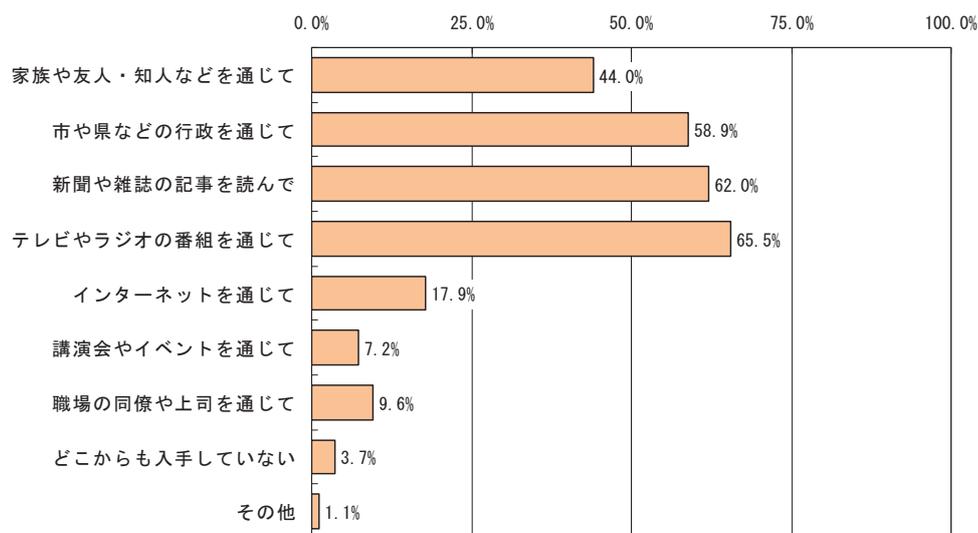
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
環境教育実施校数	100% (24校/24校)	100% (24校/24校)	学校教育課
環境に関する出前講座の実施数	2回	年3回	環境課

4-2. 市民・事業者の自主的取組と協働の充実

●現状と課題

- 市民や事業者の環境への関心や理解を深めるため、市報やホームページなどにより、環境に関する情報提供を行っています。
- 環境に配慮したライフスタイルへの転換を進めるため、エコライフDAYなどの環境配慮活動を推進しており、平成24年度は延べ26,971人の参加がありました。
- 衛生協力会や市民団体などにより、ごみゼロ運動や河川の清掃活動が行われており、これらの取組を継続していくことが必要です。
- 環境配慮の意識向上を図るため、環境フェスタやサケ遡上観察会など様々な環境に関するイベントを開催しています。
- 地域での環境配慮活動の指導者を増やすために、埼玉県環境アドバイザーや埼玉県環境教育アシスタントなどの環境専門家を育成していくことが必要です。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、環境に関する情報の入手について、「テレビやラジオの番組を通じて」、「新聞や雑誌の記事を読んで」、「市や県などの行政を通じて」の回答が多く、「インターネットを通じて」、「講演会やイベントを通じて」の回答が少なくなっています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図4-1 環境に関する情報の入手方法について

● 主な施策

1. 環境情報の発信

- 市報やホームページなどにより、環境に関する情報提供を行います。
- 環境報告書などにより、本市の環境の状況について定期的に公表します。
- 環境に関する出前講座の内容を充実させます。(再掲)

2. 環境配慮活動の促進

- 清掃活動やエコライフDAYなどの環境配慮活動を促進します。
- 事業者の環境管理システムの導入など自発的な環境配慮活動を支援します。

3. 環境イベントの実施

- 市域の環境を活かした環境イベントを開催します。
- 市民が気軽に利用できる環境コミュニケーションの機会を増やします。

4. 環境専門家の育成

- 埼玉県環境アドバイザーや埼玉県環境教育アシスタントなどの環境専門家の育成を支援します。
- 事業者による環境専門家の育成を支援します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 市報やホームページなどによる情報の収集(再掲)
- 環境配慮活動の取組
- 環境イベントへの参加
- 環境についての積極的な学習

事業者

- 地域などで行う環境配慮活動への参加や支援
- ISO14001などの環境管理システムの導入(再掲)
- 環境イベントへの参加
- 環境専門家の育成

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
行田市環境報告書の公表	1回	年1回	環境課
埼玉県環境教育アシスタント及び 埼玉県環境アドバイザーの登録件数	4人	8人	環境課

4-3. 市の環境配慮の率先実行

● 現状と課題

- 行政は、市民や事業者の模範となるよう、様々な環境対策に取り組む必要があります。本市では、その取組内容を環境報告書としてまとめ、定期的に公表しています。
- 本市では、地球温暖化問題に対し、「第3次行田市役所地球温暖化対策実行計画」を平成25年3月に策定し、公共施設などにおける温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。（再掲）

● 主な施策

1. 市による環境対策の推進

- 環境対策の取組を推進します。
- 環境報告書などにより、本市の環境の状況について定期的に公表します。（再掲）

● 市民・事業者の役割

市民

- 環境報告書などによる市の環境の取組状況の把握

事業者

- 環境報告書などによる市の環境の取組状況の把握

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
行田市環境報告書の公表（再掲）	1回	年1回	環境課

第5章 計画の推進

I 進行管理システム

望ましい環境像実現のためには、市民、事業者及び市による自主的な取組と継続的な改善が必要です。

そこで、基本計画では、計画（Plan）→各施策の推進（Do）→進捗状況の点検（Check）→見直し（Act）という、PDCAサイクルの進行管理システムにより、各主体の取組の継続的な改善を図ります。

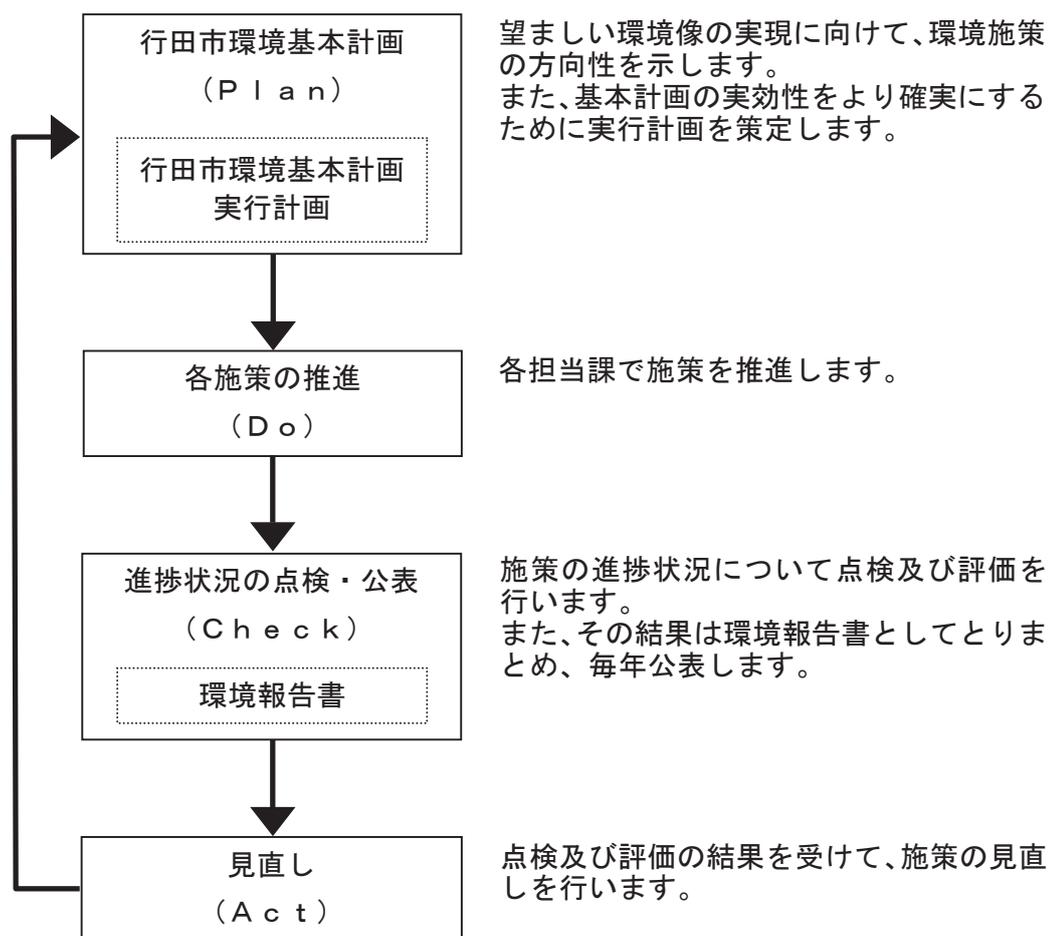


図 4 2 進行管理システム

Ⅱ 推進体制

計画を推進していくための体制は、以下のとおりとします。

1. 市民（市民団体）・事業者など

市民（市民団体）・事業者などは、日常生活や事業活動において環境保全に取り組むとともに、市が推進する環境保全に関する施策に積極的に参加します。

2. 行田市環境審議会

行田市環境審議会は、市民及び事業者の代表から構成され、環境の施策に関する基本的事項についての調査及び審議を行います。

3. 行田市環境基本計画推進委員会

行田市環境基本計画推進委員会は、市内の横断的組織として設置され、環境施策などの調整や実施状況の点検・評価を行います。

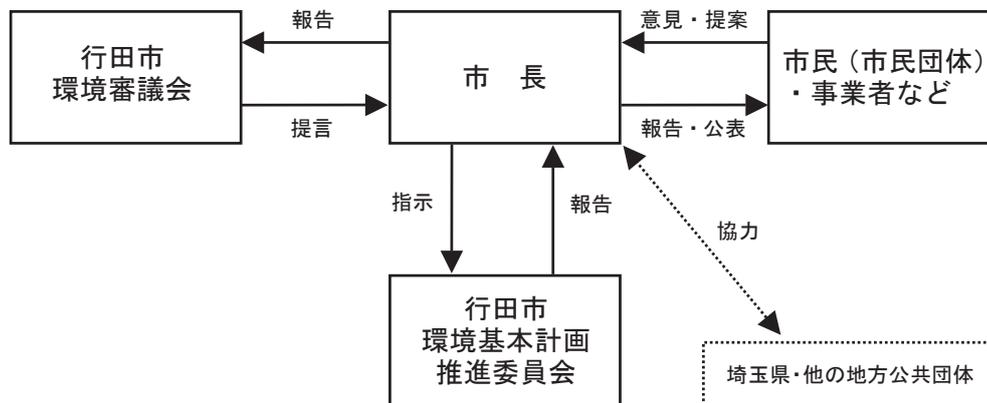


図 4 3 計画の推進体制

資料編

- 資料 1 国・埼玉県の環境年表
- 資料 2 主な環境関連法及び条例
- 資料 3 環境基準等
- 資料 4 用語集
- 資料 5 行田市環境基本条例
- 資料 6 行田市環境審議会条例
- 資料 7 行田市環境基本計画推進委員会設置規程
- 資料 8 行田市環境審議会委員名簿
- 資料 9 計画策定の経緯
- 資料 10 諮問・答申

資料1 国・埼玉県環境年表

年月	国	埼玉県
昭和60年3月		○さいたま緑の長期総合計画策定 ○さいたま緑のトラスト基金設置
昭和62年5月		○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）策定
6月	○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律公布	
昭和63年5月	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行	
平成元年3月	○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加）	
平成2年10月	○地球温暖化防止行動計画策定	
平成3年3月		○第3次廃棄物処理基本計画策定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第3次）策定 ○自動車交通公害防止基本計画策定
4月	○再生資源の有効な利用の促進に関する法律公布	
8月		○埼玉県における地球環境保全への取組方針策定
平成4年3月		○自動車交通公害防止実施計画策定
6月	○環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催（於ブラジル） ○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布	
12月	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布	
平成5年2月	○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針告示	
3月		○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針策定
6月	○ラムサール条約締約国会議開催（於釧路市）	○化学物質環境安全管理指針策定
11月	○環境基本法公布	○自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定
平成6年12月	○環境基本計画閣議決定	○環境基本条例制定 ○環境影響評価条例制定
平成7年6月	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布	
10月	○生物多様性国家戦略策定	
平成8年3月	○七都県市低公害車指定制度発足	○環境基本計画策定 ○さいたまレッドデータブック（動物編）刊行 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○第4次廃棄物処理基本計画策定

年 月	国	埼玉県
平成 8 年 7 月		○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第 4 次) 策定
平成 9 年 3 月	○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示	○HOT な地域を救うホットな行動プランー 彩の国ローカルアジェンダ 21ー策定 ○彩の国ごみゼロプランー埼玉県ごみ減量推 進計画ー策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指 導指針策定
4 月	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措 置法公布	
6 月	○環境影響評価法公布	
9 月		○環境配慮方針策定
12 月	○地球温暖化防止京都会議 (COP3) 開催、 京都議定書採択 ○ハイブリッド自動車 (乗用車) 発売	
平成 10 年 4 月		○さいたまレッドデータブック (植物編) 刊 行 ○自動車交通公害防止実施計画策定 ○エネルギービジョン策定 ○埼玉ゼロエミッション行動計画策定
5 月		○生活排水処理総合基本構想策定
6 月	○地球温暖化対策推進大綱決定 ○特定家庭用機器再商品化法公布	
10 月	○地球温暖化対策の推進に関する法律公布	
平成 11 年 3 月	○ダイオキシン対策基本指針決定	○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定 ○ごみ処理広域化計画策定
7 月	○ダイオキシン類対策特別措置法公布 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律公布	
12 月		○環境影響評価技術指針告示
平成 12 年 3 月		○希少野生動植物の種の保護に関する条例制 定
5 月	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関 する法律公布	○彩の国青空再生戦略発表
6 月	○循環型社会形成推進基本法公布・施行 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する 法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産 業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促 進に関する法律の一部を改正する法律公布 (マニフェスト見直し、野焼き禁止など) ○資源の有効な利用の促進に関する法律公布	
9 月		○ダイオキシン類削減推進行動計画策定
10 月		○ごみの散乱防止に関する条例制定
12 月	○第 2 次環境基本計画閣議決定	○希少野生動植物の種の保護に関する条例に 基づく県内希少野生動植物種 17 種指定

年 月	国	埼玉県
平成 13 年 1 月	○環境省設置	
2 月		○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 ○県緑の骨格づくり計画策定
3 月		○地球温暖化対策実行計画～オフィス・事務所に関する埼玉県環境配慮方針策定 ○環境基本計画（第2次）策定
5 月		○彩の国青空再生戦略 21 策定
6 月	○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布	
7 月		○生活環境保全条例制定
10 月		○第 5 次県廃棄物処理基本計画策定
12 月		○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種 5 種追加指定
平成 14 年 3 月	○新・生物多様性国家戦略策定	○改定・埼玉県レッドデータブック 2002 動物編刊行 ○グリーン調達推進方針策定 ○戦略的環境影響評価実施要綱制定
4 月		○ごみの散乱防止に関する基本方針策定
5 月	○土壌汚染対策法公布	
6 月	○京都議定書批准 ○エネルギー政策基本法公布	
7 月	○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準告示 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第5次）策定 ○第 3 期県分別収集促進計画策定
10 月		○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例制定
12 月	○自然再生推進法公布	
平成 15 年 3 月		○彩の国ふるさとの川再生基本プラン策定
7 月	○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定
10 月		○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制開始
平成 16 年 2 月	○都市緑地法閣議決定（都市緑地保全法名称改正等）	
3 月		○地球温暖化対策地域推進計画（第2次）策定 ○資源循環戦略 2 1 策定
5 月	○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（揮発性有機化合物（VOC）の排出規制）	
6 月	○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布	

年 月	国	埼玉県
平成 16 年 6 月	○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布	
平成 17 年 2 月	○京都議定書発効 ○石綿障害予防規則公布	
3 月		○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例）制定
7 月		○第 4 期県分別収集促進計画策定
平成 18 年 2 月	○石綿による健康被害の救済に関する法律公布	○埼玉県の石綿対策（平成 18 年度）公表
3 月		○第 6 次廃棄物処理基本計画策定 ○広域緑地計画策定
4 月	○第 3 次環境基本計画閣議決定	○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制強化（二段階目規制）
6 月		○エコアジア 2006 開催（於さいたま市）
10 月		○悪臭防止法に基づく臭気指数規制導入
平成 19 年 3 月		○環境基本計画（第 3 次）策定 ○アライグマ防除実施計画策定
5 月	○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	
6 月	○エコツーリズム推進法公布	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第 6 次）策定
7 月		○第 5 期県分別収集促進計画策定
8 月		○16 日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を 74 年ぶりに更新（40.9℃）
9 月		○環境基本計画における大気環境分野の実行プラン策定
11 月	○第 3 次生物多様性国家戦略策定	○川の国埼玉 川の再生基本方針策定
平成 20 年 3 月		○第 2 次ごみ処理広域化計画策定 ○生物多様性保全県戦略策定
4 月	○京都議定書第一約束期間開始	
6 月	○生物多様性基本法公布	
7 月	○第 34 回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催	
12 月		○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定告示
平成 21 年 2 月		○地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050）策定
3 月		○地球温暖化対策推進条例制定
9 月	○微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準告示	
10 月		○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度開始
平成 22 年 4 月		○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始 ○地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始

年 月	国	埼玉県
平成 22 年 8 月		○第 6 期県分別収集促進計画策定
平成 23 年 3 月	○福島第一原子力発電所事故発生	○埼玉EV・PHVタウン推進アクションプラン策定 ○第 7 次廃棄物処理基本計画策定
4 月		○目標設定型排出量取引制度導入
6 月	○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律公布	
8 月	○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布	
10 月	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 ○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布	
平成 24 年 2 月		○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第 7 次）策定
4 月	○第 4 次環境基本計画閣議決定	
5 月		○埼玉エコタウンプロジェクトの推進に関する協定締結式開催
7 月		○環境基本計画（第 4 次）策定 ○広域緑地計画策定
8 月	○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布	

資料2 主な環境関連法及び条例

分野	法律及び条例（○：法律、◎県条例、●市条例）		
全般	○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和46年6月10日	法律第107号
	○環境基本法	平成5年11月19日	法律第91号
	○環境影響評価法	平成9年6月13日	法律第81号
	◎埼玉県環境基本条例	平成6年12月26日	埼玉県条例第60号
	◎埼玉県環境影響評価条例	平成6年12月26日	埼玉県条例第61号
	◎埼玉県生活環境保全条例	平成13年7月17日	埼玉県条例第57号
	●行田市資源リサイクル審議会設置条例	平成2年12月26日	行田市条例第27号
	●行田市環境審議会条例	平成12年3月27日	行田市条例第9号
	●行田市環境基本条例	平成14年3月29日	行田市条例第9号
地球環境	○地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月9日	法律第117号
	○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	平成13年6月22日	法律第64号
	◎埼玉県地球温暖化対策推進条例	平成21年3月31日	埼玉県条例第9号
大気汚染	○大気汚染防止法	昭和43年6月10日	法律第97号
	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成4年6月3日	法律第70号
	◎大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例	昭和46年10月15日	埼玉県条例第60号
水質汚濁	○水道法	昭和32年6月15日	法律第177号
	○下水道法	昭和33年4月24日	法律第79号
	○河川法	昭和39年7月10日	法律第167号
	○水質汚濁防止法	昭和45年12月25日	法律第138号
	○浄化槽法	昭和58年5月18日	法律第43号
	◎水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例	昭和46年10月15日	埼玉県条例第61号
土壌・農薬	○農薬取締法	昭和23年7月1日	法律第82号
	○土地改良法	昭和24年6月6日	法律第195号
	○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	昭和45年12月25日	法律第139号
	○土壌汚染対策法	平成14年5月29日	法律第53号
騒音	○騒音規制法	昭和43年6月10日	法律第98号
振動	○振動規制法	昭和51年6月10日	法律第64号
地盤沈下	○工業用水法	昭和31年6月11日	法律第146号
	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律	昭和37年5月1日	法律第100号
悪臭	○悪臭防止法	昭和46年6月1日	法律第91号
廃棄物・リサイクル	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月25日	法律第137号
	○資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月26日	法律第48号
	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成7年6月16日	法律第112号
	○特定家庭用機器再商品化法	平成10年6月5日	法律第97号
	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年5月31日	法律第104号
	○循環型社会形成推進基本法	平成12年6月2日	法律第110号
	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成12年6月7日	法律第116号
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	平成13年6月22日	法律第65号
	○使用済自動車の再資源化等に関する法律	平成14年7月12日	法律第87号
	○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成24年8月10日	法律第57号
	●行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年3月30日	行田市条例第10号
	●行田市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	平成20年7月1日	行田市条例第18号

分野	法律及び条例（○：法律、◎県条例、●市条例）		
化学物質	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	昭和48年10月16日	法律第117号
	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	平成11年7月13日	法律第86号
	○ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月16日	法律第105号
自然保護	○自然公園法	昭和32年6月1日	法律第161号
	○動物の愛護及び管理に関する法律	昭和48年10月1日	法律第105号
	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成4年6月5日	法律第75号
	○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成14年7月12日	法律第88号
	○自然再生推進法	平成14年12月11日	法律第148号
	○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成16年6月2日	法律第78号
	○生物多様性基本法	平成20年6月6日	法律第58号
	◎埼玉県立自然公園条例	昭和33年4月1日	埼玉県条例第15号
	◎埼玉県自然環境保全条例	昭和49年3月28日	埼玉県条例第4号
	◎ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	昭和54年3月15日	埼玉県条例第10号
◎埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	平成12年3月24日	埼玉県条例第11号	
都市環境	○屋外広告物法	昭和24年6月3日	法律第189号
	○都市公園法	昭和31年4月20日	法律第79号
	○都市緑地法	昭和48年9月1日	法律第72号
	◎埼玉県ごみの散乱防止に関する条例	平成12年10月20日	埼玉県条例第70号
	◎埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	平成14年10月15日	埼玉県条例第64号
	●行田市あき地の環境保全に関する条例	昭和47年9月27日	行田市条例第25号
	●行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成14年9月30日	行田市条例第31号
●行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	平成21年3月31日	行田市条例第6号	
環境保全活動	○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成12年5月31日	法律第100号
	○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成15年7月25日	法律第130号
	○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	平成16年6月2日	法律第77号
	○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成19年5月23日	法律第56号
	○エコツアーリズム推進法	平成19年6月27日	法律第105号
エネルギー	○エネルギーの使用の合理化に関する法律	昭和54年6月22日	法律第49号
	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	平成9年4月18日	法律第37号
	○エネルギー政策基本法	平成14年6月14日	法律第71号

資料3 環境基準等

区分	名称	項目	基準	
大気汚染	大気汚染に係る環境基準【6項目】	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
		一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
		浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
		微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	
		二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
		光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
	有害大気汚染物質に係る環境基準【4項目】	ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
		トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
		テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
		ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
水質汚濁	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）【27項目】	カドミウム	0.003mg/ℓ以下	
		全シアン	検出されないこと。	
		鉛	0.01mg/ℓ以下	
		六価クロム	0.05mg/ℓ以下	
		砒素	0.01mg/ℓ以下	
		総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
		アルキル水銀	検出されないこと。	
		PCB	検出されないこと。	
		ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
		トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
		チウラム	0.006mg/ℓ以下	
		シマジン	0.003mg/ℓ以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
		セレン	0.01mg/ℓ以下	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	
		ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
		ほう素	1mg/ℓ以下	
		1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	
	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）【7項目】	河川	水素イオン濃度（pH）	C類型 ^{※1} ：6.5以上 8.5以下
			生物化学的酸素要求量（BOD）	C類型 ^{※1} ：5mg/ℓ以下
			浮遊物質（SS）	C類型 ^{※1} ：50mg/ℓ以下
			溶存酸素量（DO）	C類型 ^{※1} ：5mg/ℓ以上
		湖沼	化学的酸素要求量（COD）	B類型 ^{※2} ：5mg/ℓ以下
全窒素（T-N）			V類型 ^{※3} ：1mg/ℓ以下	
全磷（T-P）			V類型 ^{※3} ：0.1mg/ℓ以下	

※1 C類型は、水産3級（コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用）、工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）、D類型（工業用水2級、農業用水）及びE類型（工業用水3級、環境保全）に該当する。

※2 B類型は、水産3級（コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用）、工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）、農業用水及びC類型（工業用水2級、環境保全）に該当する。

※3 V類型は、水産3種（コイ、フナ等の水産生物用）、工業用水、農業用水、環境保全（国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度）に該当する。

区分	名称	項目	基準
水質汚濁	地下水の水質汚濁に係る環境基準【28項目】	カドミウム	0.003mg/ℓ 以下
		全シアン	検出されないこと。
		鉛	0.01mg/ℓ 以下
		六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
		砒素	0.01mg/ℓ 以下
		総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
		アルキル水銀	検出されないこと。
		PCB	検出されないこと。
		ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
		塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ 以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
		トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
		テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
		チウラム	0.006mg/ℓ 以下
		シマジン	0.003mg/ℓ 以下
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
		ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
		セレン	0.01mg/ℓ 以下
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下		
ほう素	1mg/ℓ 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下		
河川底質	暫定除去基準【2項目】	水銀	25ppm 以上
		PCB	10ppm 以上
土壌汚染	土壌の汚染に係る環境基準【27項目】	カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
		全シアン	検液中に検出されないこと。
		有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
		鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
		砒素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
		総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
		アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
		PCB	検液中に検出されないこと。
		銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
		ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
		四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
		1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
		シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
		1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
		1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
		トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
		テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
		チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
		シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
		チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
		ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
		ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。

区分	名称	項目	基準
化学物質	ダイオキシン類に係る環境基準 【4項目】	大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
		水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下
		水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
		土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
騒音	騒音に係る環境基準 （一般地域）	A 地域	昼間：55 デシベル以下 夜間：45 デシベル以下
		B 地域	昼間：55 デシベル以下 夜間：45 デシベル以下
		C 地域	昼間：60 デシベル以下 夜間：50 デシベル以下
	騒音に係る環境基準 （道路に面する地域）	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間：60 デシベル以下 夜間：55 デシベル以下
		B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	昼間：65 デシベル以下 夜間：60 デシベル以下
	騒音に係る環境基準 （幹線交通を担う道路に近接する空間[特例]）	屋外	昼間：70 デシベル以下 夜間：65 デシベル以下
		窓を閉めた屋内	昼間：45 デシベル以下 夜間：40 デシベル以下
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	類型Ⅰ	70 デシベル以下
		類型Ⅱ	75 デシベル以下

○騒音に係る環境基準

- A 地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 B 地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
 C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

○昼間及び夜間の時間帯

- 昼間：午前6時から午後10時まで
 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準

- 類型Ⅰ：主として住居の用に供される地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域）
 類型Ⅱ：Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

資料4 用語集

行	用語	説明
あ	ISO14001 (P.47、55)	1996年(平成8年)に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構(ISO)により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効され、その中の認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。環境マネジメントシステムとは、企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画(Plan)」を立て、それを「実施(Do)」、達成度を「評価(Check)」し、結果をもとに「更なる改善(Act)」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのシステムである。
	アイドリング・ストップ (P.31、34、47)	自動車の駐車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により、信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務づけられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務づけられている。
	一般廃棄物 (P.10)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活ごみ(いわゆる家庭ごみ)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ(いわゆるオフィスごみなど)として含まれる。
	エコライフDAY (P.54、55)	簡単なチェックシートを利用して、1日、参加者に二酸化炭素削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。
	NPO (P.23)	NPOはNon-Profit-Organization(民間非営利組織)の略称。近年は、環境保全などの公共の利益を目的として非営利で活動する市民団体の総称として使われる。
	温室効果ガス (P.26、29、46、47、48、49、56)	太陽により暖められた地表の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガス。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。石炭や石油などの化石燃料の使用によって排出される二酸化炭素などの大気中の濃度が増加したことによって、地球の平均気温の上昇(地球温暖化)をもたらしていると指摘されている。
か	外来生物 (P.38)	国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。
	化学的酸素要求量(COD) (P.12)	生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物(硫化物、第一鉄、アンモニアなど)が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。
	環境家計簿 (P.52)	日常生活において、電気、ガスなどのエネルギーや水道水等をどのくらい使用したかを家計簿風にまとめ、それらの使用により自分たちがどれくらいの二酸化炭素を排出しているかを計算できるもの。自分たちの生活における二酸化炭素排出量を知ることにより、それまでのライフスタイルを見直して生活の中の無駄をなくし、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を減らしていくことをその目的としている。
	環境基準 (P.11、12、14、30、31、32、33、34、35)	環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。
	希少野生生物(希少種) (P.18、38、39、42、43)	野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、または、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を来す事情があるもの。

行	用語	説明
か	公害 (P.15、30)	環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。
	公共下水道 (P.32、33)	市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。
	公共用水域 (P.28、32)	河川や湖沼、港湾など、公共用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などの公共用に供される水路のこと。公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。
さ	最終処分場 (P.37)	一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。
	再生可能エネルギー (P.2、26、27、29、46、50、51)	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。
	産業廃棄物 (P.33)	事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める20品目（汚泥、廃油、廃プラスチック等）。このうち、危険性の高いものや有害なものを含む場合は、特別管理産業廃棄物に分類される。
	循環型社会 (P.2、26、28、30、36)	製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。
	浄化槽 (P.32、33)	し尿・生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等の排水）を沈殿分離や微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。
	水素イオン濃度（pH） (P.12)	水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。試験紙の色やガラス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。
	生態系 (P.18、27、28、38)	植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。
	生物化学的酸素要求量（BOD） (P.12、32、33)	生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
生物多様性 (P.40)	地球上の生物及びその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水生生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。	

行	用語	説明
た	ダイオキシン類 (P.11、14、30、31、32、33)	ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値(毒性等量=TEQ)で表す。
	地産地消 (P.28、44、45)	地域で生産された農産物を地域で消費すること、または、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。
	低公害車 (P.31、34、46、48、49)	従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。
な	二酸化硫黄(SO ₂) (P.11、30、31)	硫黄酸化物(SO _x)は、硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染としては主に二酸化硫黄(SO ₂)を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生し、大気汚染防止法では、ばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。
	二酸化窒素(NO ₂) (P.11、30、31)	窒素酸化物(NO _x)は、窒素の酸化物の総称であり、大気汚染としては一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO ₂)の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。
は	廃棄物 (P.3、26、28、30、36、37)	その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状または液状のものをいう。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の二つに大別される。
	PCB(ポリ塩化ビフェニル) (P.14)	有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油等に使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。
	ヒートアイランド (P.40)	冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの冷気のにじみ出しの活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。
	ビオトープ (P.23)	生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。ビオトープ創造事業は、自然環境を野生動植物とその生息・生育空間に注目してとらえなおし、従来の自然環境の保全に加え、質の高い自然環境の復元・創造を目指す事業を展開していこうとするものである。
	微小粒子状物質(PM2.5) (P.11、30)	大気中に浮遊する物質のうち、粒径2.5μm(マイクロメートル:μm=100万分の1m)以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
	浮遊物質(SS) (P.12)	生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位はmg/ℓで表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。
	浮遊粒子状物質(SPM) (P.11、30、31)	大気中に浮遊している粒子状の物質(粉じん、ばいじん等)であって、その粒径が10μm(マイクロメートル:μm=100万分の1m)以下の物質をいう。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

行	用語	説明
や	溶存酸素量 (DO) (P.12)	水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から10 mg/l程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。
	4R (P.28、37)	次の4つの取組を表す英語の頭文字をとって「4R」と呼ばれている。 ・リフューズ (Refuse)：ごみの発生を抑制する。 ・リデュース (Reduce)：ごみを減量する。 ・リユース (Reuse)：一度使ったものを繰り返し使う。 ・リサイクル (Recycle)：資源として再利用する。
ら	レッドデータブック(レッドリスト) (P.18)	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合 (IUCN) が昭和41年(1966年)に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物(脊椎動物編)」を発行し、以後順次発行・改訂している。埼玉県では、動物編を平成8年に、植物編を平成10年に発行し、以降動物編を2回、植物編を2回改訂している。

資料5 行田市環境基本条例

○行田市環境基本条例

平成 14 年 3 月 29 日
条例第 9 号

行田市は、利根川や荒川などの自然の恩恵を受けながら、美しい田園風景をかたちづくってきた人々の営みを礎にして、特色のある歴史と文化を育んできた。

市内には、豊かな自然に包まれたさきたま古墳公園や古代蓮の里をはじめ、忍藩十万石の城下町にまつわる歴史的遺産なども数多く残され、季節を問わず市民に安らぎと潤いを与えている。

しかしながら、私たちの経済活動、産業活動、そして日常生活による環境への負荷が、深刻な環境問題を発生させており、とりわけ地球規模での環境破壊は、現在及び将来の健全な人類社会の存続をも脅かすほどになっている。

私たちは、人類の生存基盤である環境に対する理解を深め、その保全に努めるのみでなく、よりよい環境の創造を推進するため、共に力を合わせ、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を構築する必要がある。

ここに、先人から受け継いだ住みよい環境を保全するとともに、将来にわたって自然と人間が共生できる水と緑、健康で快適な住みよいまち行田の実現をめざして、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が良好に将来の世代に引き継がれるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることに鑑み、地球規模の環境問題の解決に寄与する地域の取組として、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）ののっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となり、又は環境保全上の重大な支障を生ずるおそれが発生した場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するため必要な措置を講ずること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
 - (4) 健康に影響を与え、又は環境に大きな負荷を与えるような材料を使用しないこと。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び快適な生活環境を損なわないようにするため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び基本的かつ総合的な施策の大綱
 - (2) 市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために、それぞれ配慮すべき事項を示す指針
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、行田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる全ての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第9条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たって、あらかじめ環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制措置)

第10条 市は、公害その他環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、環境保全上重要な意義を有する生態系の保護、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に関する製品等の利用の促進)

第12条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に必要な指導者その他の人材を育成し、及び活用するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な環境保全活動の促進)

第14条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供等)

第15条 市は、第13条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民生活に密接な関係のある環境に関する情報については、速やかに公表するものとする。

(市民の意見の反映等)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に対し、市民が意見を反映させ、又は調査、検討等を求めることができるようにするため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(情報収集及び調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進に資するため、環境に関する情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

(監視及び測定)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(報告書の作成)

第19条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して実施した施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3節 地球環境の保全及び国際協力

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、県及び関係機関と連携して、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第21条 市長は、第8条に定める環境への配慮を優先し、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行うために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との連携)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、民間団体等と連携して取り組むための体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (略)

資料6 行田市環境審議会条例

○行田市環境審議会条例

平成 12 年 3 月 27 日
条例第 9 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、行田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項についての調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、11 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業所等の代表者
- (4) 公募の市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号又は第 3 号の区分により委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長は、会長をもって充てる。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席、資料の提出)

第 7 条 審議会が特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (略)

資料7 行田市環境基本計画推進委員会設置規程

○行田市環境基本計画推進委員会設置規程

平成16年6月24日
訓令第12号

(設置)

第1条 本市における環境基本計画に基づく施策を効果的に推進するため、行田市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画における重点的施策の調査及び検討に関すること。
- (2) 環境施策等を効果的に実施するために必要な調整に関すること。
- (3) 環境施策等の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (4) その他環境基本計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、市長が任命する。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(職務従事の形態)

第5条 委員は、現所属のまま、必要の都度、委員会の職務に従事する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (略)

別表（第3条関係）

総合政策部	企画政策課長
	財政課長
総務部	人事課長
市民生活部	地域づくり支援課長
環境経済部	環境課長
	商工観光課長
	農政課長
健康福祉部	福祉課長
都市整備部	都市計画課長
	開発指導課長
	下水道課長
	水道課長
建設部	道路治水課長
	建築課長
学校教育部	教育総務課長
	学校教育課長
生涯学習部	ひとつくり支援課長

資料8 行田市環境審議会委員名簿

平成 24 年度 行田市環境審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名	備考
朝見 康夫		公募
新井 智		特定非営利活動法人埼玉環境カウンセラー協会
荒井 伯夫		SEI オプティフロンティア株式会社
飯田 尚彦		ジェコー株式会社
伊東 政信	副会長	テクノ・ホルティ園芸専門学校
片山 裕喜夫		行田警察署
白井 裕泰	会長	ものづくり大学
橋本 信雄		公募
濱中 紀子		行田市くらしの会
肥田木 光仁		岩崎電気株式会社
布施 武雄		行田労働基準監督署

平成 25 年度 行田市環境審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名	備考
新井 智		特定非営利活動法人埼玉環境カウンセラー協会
飯田 尚彦		行田市富士見工業団地協議会（ジェコー株式会社）
片山 裕喜夫		行田警察署
島澤 敬次		公募
白井 裕泰	会長	ものづくり大学
長島 善江		行田市くらしの会
永瀬 陽一		SEI オプティフロンティア株式会社
肥田木 光仁		岩崎電気株式会社
古谷 民子	副会長	テクノ・ホルティ園芸専門学校
松本 桂一郎		行田労働基準監督署
渡辺 正子		公募

資料9 計画策定の経緯

○平成24年度

行田市環境審議会

回	開催日	概要
第1回	平成24年 8月27日	・諮問 ・策定方針
第2回	平成24年 11月21日	・基礎調査（市民・事業所アンケート調査、自然環境調査等） の報告（速報）
第3回	平成25年 3月25日	・基礎調査の報告 ・計画骨子

行田市環境基本計画推進委員会

回	開催日	概要
第1回	平成24年 8月7日	・策定方針
第2回	平成24年 11月13日	・基礎調査の報告（速報）
第3回	平成25年 3月13日	・基礎調査の報告 ・計画骨子

○平成25年度

行田市環境審議会

回	開催日	概要
第1回	平成25年 7月18日	・会長、副会長の選任 ・第2次行田市環境基本計画（素案）
第2回	平成25年 12月13日	・第2次行田市環境基本計画 実行計画（前期）（案） ・パブリックコメントの報告
第3回	平成26年 2月12日	・答申

行田市環境基本計画推進委員会

回	開催日	概要
第1回	平成25年 6月26日	・第2次行田市環境基本計画（素案）
第2回	平成25年 11月11日	・第2次行田市環境基本計画 実行計画（前期）（案） ・パブリックコメントの報告

資料 10 諮問・答申

○諮問

行環第1479号
平成24年8月27日

行田市環境審議会
会長 白井 裕泰 様

行田市長 工藤 正司

第2次行田市環境基本計画の策定について（諮問）

第2次行田市環境基本計画の策定について、行田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

○答申

平成26年2月18日

行田市長 工藤 正司 様

行田市環境審議会
会長 白井 裕泰

第2次行田市環境基本計画の策定について（答申）

平成24年8月27日付け行環第1479号にて諮問のありました「第2次行田市環境基本計画」の策定について慎重に審議した結果、「第2次行田市環境基本計画（案）」を別添のとおり取りまとめ、当審議会としてこれを答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 相互に関連している施策については、分野横断的に全市をあげて取り組むこと。特に、重点的施策として定められた施策は優先的に取り組むこと。
- 2 本計画を分かりやすく市民・事業者周知し理解と協力を求め、市民・事業者及び市の協働により本計画を推進すること。
- 3 本計画を推進するため、PDCAサイクルの進行管理システムにより施策の進捗状況について点検及び評価を行い、その結果を速やかに環境報告書として取りまとめ、公表すること。
- 4 本計画に設定された環境指標及び行田市役所の取り組みの方向を定めた「行田市環境基本計画実行計画」の数値目標を達成すること。
- 5 常に社会経済環境を把握し、適切な時期に本計画の見直しをすること。

第2次行田市環境基本計画

平成26年3月発行

発行 行 田 市

編集 行田市 環境経済部 環境課

〒361-0031

埼玉県行田市緑町13番12号

電話：048-556-9530

FAX：048-553-0792

この冊子は、再生紙を使用しています。

